

次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案について採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

百七十二

○

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第七 倉庫業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長今泉昭君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました

平成十三年六月一日 参議院会議録第一二八号

倉庫業法の一部を改正する法律案

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

について採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○今泉昭君 登壇、拍手

本法律案は、倉庫業について、倉庫業者による多様なサービスの提供を促進するため、参入についての許可制度を登録制度に改め、料金事前届け出制を廃止する等の規制緩和措置を講ずることともに、倉庫を利用する消費者の利益を保護するため、トランクルームの認定制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、倉庫業に対する規制のあり方、特に、倉庫業への参入につき許可制度を登録制度に改める理由とその影響、倉庫業の経営状況と支援方策、トランクルームの認定制度の国民への周知徹底方策等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられ、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

百四十一

○

よって、両案は可決されました。(拍手)

○投票者氏名は本号末尾に掲載

投票総数

百七十三

○

賛成

百四十一

反対

三十一

す。

よって、本案は可決されました。(拍手)

会として板橋区に現地調査を行いました。

質疑を終局し、本法律案に対し、民主党・新緑風会を代表して福山理事より総量削減広域交通対策計画の策定等を内容とする修正案が、また日本共産党を代表して岩佐理事より総量規制制度の創設等を内容とする修正案が、それぞれ提出されました。

次いで、原案並びに修正案について討論に入りましたところ、社会民主党・護憲連合を代表して清水澄子理事より民主党・新緑風会提出の修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終り、採決の結果、二修正案はいずれも少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されておりません。

○吉川春子君 登壇、拍手

本法律案は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染の現況にかんがみ、自動車から排出される粒子状物質による大気汚染の防止に関する基本方針及び計画を策定し、排出量に関する基準を定めるとともに、自動車を使用する事業者に対する措置を強化すること等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、環境基準の達成のおくれと本改正による達成の可能性、自動車排出ガスと健康被害との因果関係、対策地域拡大の必要性、ディーゼル車規制の強化策、自動車交通量抑

止の必要性、法案の効果を減殺する環境省と各省間の覚書を破棄することの必要性等について質疑が行われたほか、参考人から意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

また、別途、法律案の審査に資するため、委員会として板橋区に現地調査を行いました。

会として板橋区に現地調査を行いました。

質疑が行われたほか、参考人から意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

百七十三
百七十三

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第九 防衛厅設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長服部三男雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○服部三男雄君登壇、拍手

○服部三男雄君 たゞいま議題となりました防衛厅設置法等の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、予備自衛官制度への公募制の導入、予備自衛官に対する災害招集制度の導入、自衛官以外の隊員についての任期付隊員制度の導入、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、陸上自衛官定数の削減が我が国の防衛態勢に与える影響及び削減の意図、公募された予備自衛官補に対する教育訓練の

あり方、陸上自衛隊第一師団改編の目的と概要、災害救助専門部隊の創設等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願いました。

「ございませんか。」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。扇国

土交通大臣。

〔國務大臣扇千景君登壇、拍手〕

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の小泉理事より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

百七十三
百四十
三十三

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議

ございませんか。

「ございませんか。」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。扇国

土交通大臣。

〔國務大臣扇千景君登壇、拍手〕

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の小泉理事より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

百七十三
百四十
三十三

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議

とられた等の経緯があります。

こうした国鉄改革の趣旨にのっとった事業運営については、これまで旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の枠組みの中で確保してきたところでございますが、純民間会社とするJRについても、引き続き確保していく必要があります。

このような趣旨から、このたび、この法律案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申しあげます。

このような趣旨から、このたび、この法律案を提案することとした次第でございます。

JR各社につきましては、累次の閣議決定により、できる限り早期に純民間会社とすることが求められております。JR各社のうち東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社につきましては、昭和六十二年四月の国鉄分割・民営化による発足以来、安定的に経常黒字を計上し、順調な経営を続けております。また、平成五年十月には東日本旅客鉄道株式会社、平成八年十月には西日本旅客鉄道株式会社、平成九年十月には東海旅客鉄道株式会社が、それぞれ株式の上場を果たしており、株価も堅調に推移しているところであります。

このような状況から、JR本州三社については、純民間会社とするための条件が整つたと言えます。

他方、JR各社につきましては、一般の民営鉄道とは異なり、国鉄改革の中で誕生したという経緯があります。例えば、国鉄改革において、国鉄の長期債務の大半を日本国有鉄道清算事業團に承継させた上で、国鉄の鉄道のネットワークを極力維持しつつ、JR各社とも健全な経営が行えるよう事業用資産の承継等を行つたほか、運賃、線路使用料等においてJR各社間の協力・連携体制が

第二に、国土交通大臣は、国鉄改革の経緯を踏まえ、JR各社間の連携及び協力の確保、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏まえた路線の適切な維持等に関する事項について、適用除外されるJR本州三社が事業運営上踏まるべき指針を策定し、必要がある場合には指導、助言を行うことができる」とことし、さらに、「正当な理由がないと指針に反する事業運営を行う場合には、勧告、命令を行うことができる」ととしております。

なお、JR本州三社の株式のうち未売却分については、この法律の施行後、株式市場の動向等を踏まえ、順次売却してまいりたいと考えております。

以上が、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

ありがとうございます。（拍手）

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。山上八洲夫君。

○山下八洲夫君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま提案のありました法律案に対し、昭和六十一年の日本国有鉄道改革に関する特別委員会の委員の一人だった当時の審議を思い起^こしながら、関係大臣に質問をいたします。

扇国土交通大臣、あなたは国鉄改革は本当に成^な功したとお思いでしようか。

無理やりに、政治的に赤字路線をつくられたことにより経営破綻に瀕した国鉄を、交通市場の中でも競争にたえ得る事業体に変革することによって、国民生活の重要な手段としての鉄道の役割と責

任を果たすよう、その再生を図ることにあります。しかし、国鉄は解体され、幾つかの事業単位への分割・民営化が行われた結果、六つの旅客会社と一つの貨物会社が現在の姿であります。その評価を下すにはまだ時期が早いかもしれません。例えば、駅構内が美化されたこと、毎年のように行われていた運賃値上げが影を潜めたこと、新規車両の投入で高速化及び旅客運送サービスの向上したこと、さらには国の補助金漬けの状態から現在は納税を行っていることなどをもって成功と語る向きもありますが、御所見を伺い、私

は、以下、国民が期待した成果が上げられていない国鉄改革の現実の姿を検証いたします。

JR旅客六社のうち、上場している本州三社の経営状態は増収増益基調にあります。その主たる要因としては、鉄道事業において大量の旅客需要を有する大都市圏と、世界に冠たる高速大量輸送を誇る新幹線を保有しているところにあります。

しかし、その陰では多數の在来線がモータリゼーション、少子高齢化などを背景に減収で苦戦をいたしています。

今回の法律案では、新会社がその事業を営むに際し、鉄道利用者の利便の確保及び適切な利用条件の維持、地域経済及び社会の健全な発展と基盤の確保を図るため、当分の間配慮すべき事項に関する指針を定め、対処しようといたしております。果たして、JR法の適用対象から除外される本州三社が経営する地方線について、今後とも維持されるものと考えていいのですか、お伺いいたします。

それどころか、今後は営業地域内における高速道路の整備の進展により、自家用車や高速バスとの競合の激化が見込まれます。これまで以上の経営努力が行われない限り、さらに厳しい状況に追いや込まれることは必至であります。その上で、純民間会社化の見通しはいつごろになるのか、明確な答弁をお願いいたします。

一昨年、規制緩和を目的とした鉄道事業法の改正が行われ、同事業の運営が免許制から許可制に変わるとともに、廃止についても一年前の届け出で済むことになりました。こうした背景もあって、赤字に苦しむ過疎地域等には鉄道の廃止の動きが各地で表面化しており、この流れは日増しに強まっています。その結果、地域の公共の足をいかにして確保するのか、自治体を中心に公共交通のあり方の議論が始まっています。

こうした中で、本法案では本州二社に

JR法の適用除外及び国土交通省の認可事項の撤廃をして、機能的な経営を行えることになります。今後、その純粋な民間会社となるがゆえに、利益を重視して、ローカル線の廃止等をちゅうちょなく行うおそれが極めて強くなります。振り返ってみると、政府が国鉄の分割・民営化

助言が行われると考えていいのですか
さらに、現在、本州三社は黒字経営ですが、将来
来、人口減少等によりこれが極めて深刻な赤字経
営に陥った場合でも、国民の財産とされた国鉄の
改革という経緯を踏まえますと、死守すべきとい
う理屈になると考えますが、政府の考え方を確認し
ておきたいと思います。

国鉄分割・民営化以前から、地方営業線の中に
は、輸送需要の減少により収支が悪化し、国鉄の
事業経営を圧迫していたものが多くありました。
このままでは国鉄改革の足かせになることから、
その改善のため適切な措置が講じられ、まず収支
均衡を確保することが困難な営業線を特定地方交
通線として「十三原を認定」、そのうえで輸送需

た活力ある経営が展開され、鉄道を地域の足とし、政府は、分割・民営化を行えば地域と一体となり、これが周知のとおりであります。この

旅客
鐵道株式会社及び
日本貨物鐵道株式会社に関する法律の
一部を改正する法律案(趣旨説明)

再生とあわせ、住民の利便性確保に対する地元の期待が高まる中、当初は各種補助等にも支えられ、赤字ながら地域の足として新たな脚光を浴びたところがありました。

ところが、鉄道と並行する道路の整備、あるいはモータリゼーションの進展に加えて、地域の過疎化、少子化等の社会環境の大きな変化や、当初の地域の鉄路に対する熱気も冷え込むなど、利用客は年々減少し、今や経営は予断を許さないところとなっています。また、JRバス路線の廃止計画も各地で多数上っています。廃止によって影響を受けるのは、子供や高齢者、障害者など、いわゆる交通弱者です。公共交通の確保をどのようにするのか、答弁をお願いいたします。

JR鉄道の安全対策について伺います。

輸送の安全確保は輸送機関の基本的な使命であることは当然です。しかし、分割・民営化のもと、生産性の向上の一環として、安全対策を無視し、JR会社の人減らし・リストラ優先は周知のとおりであります。

本年一月、新大久保駅構内で起きたホーム転落事故は全国的にも大きな反響を呼び起きました。しかし、JRは転落そのものを防ぐ手段、例えばホームドアやホームさくの全面的な設置には踏み込もうとしません。新幹線の生みの親である島秀雄さんが、約二十年前にプラットホームに欄干をという提言を残されましたが、いまだに安全政策は行われていない状態です。ホームにおける転落事故は後を絶たず、痛ましい事故の教訓が生かされていないことは重大です。まさに商売のためには利用客の人命や安全は二の次かと思われるJR会社の安全対策のおくれに、国民の批判が相次

いでいることは御承知のとおりでございます。大臣、いかが考えますか。

また、政府は、交通のバリアフリー化やホームにおける安全対策のホームドア、ホームさくの設置を義務づけませんでした。政府は義務づけるつもりはありませんか、お尋ねをいたします。

JR商法は本当にこれでよいのかお伺いしたいと思います。

駅前商店街の中小零細商店は倒産の連続です。その理由は、旧国鉄の時代は公共の福祉を増進することを目的とした企業体であり、事業範囲の目

的を達成するものに限られていたからです。しかし、分割・民営化された今日、JR会社は関連事業の拡充を積極的に図ることが可能になりました。

自來、JRは関連事業収入の確保を鉄道事業と並ぶ重要な柱と位置づけております。その保有するノウハウ、技術力、資金力、人材等を最大限に活用し、鉄道以外の分野でも旅行業、不動産業、ホテル業などにも積極的に進出をしています。また、駅構内のデパート化、駅前のラーメン屋さんや商店を倒産に追いつむJR商法が現在でも行われています。こうした関連事業収入は、分割・民営化後に着実に増加を続け、今日のJR経営の大

きな柱になりつつあると思います。

現行JR法に中小企業に配慮とする規定があるようにお考へでしようか。

現行法のJR会社では改革に逆行するのかお伺いいたします。

JR会社については、累次の閣議決定により、

できる限り早期に純民間会社とすることが求められました。本州三社については、昭和六十二年の分割・民営化後、安定的に黒字経営を続け、その結果、逐次株式の上場を果しました。政府は、純民間会社とするための条件が整ったものとして、今回、とりあえず本州三社をJR会社法の適用対象から除外し、一層の自主的かつ責任ある

経営体制の確立を図るとしています。法律案の内容がこれだけであるならば、改正の趣旨はよく理解できます。

JR会社については、一般の民間鉄道とは異なり、国鉄改革の中で誕生したという経緯、例えば、国鉄の長期債務の大半を清算事業団に継承させた上で、国鉄のネットワークを極力維持しつつ、JR各社とも健全な経営が行われるよう、事業用資産の継承を行つたほか、運賃、線路使用料等においてJR各社間の協力・連携体制がとられたことであります。こうした国鉄改革の趣旨に沿つた事業運営が現行の目的と考えます。

JR会社に勝手な経営はさせないために政府の関与を残そうとするなら、何も今法律を改正することなく、現行法のままでよいということになります。陸海空三位一体の総合交通体系は、新世紀の地球に優しいすばらしい構造改革になると思いますが、いかがお考へでしようか。

小泉総理は、「聖域なき構造改革」を唱えておられます。陸海空三位一体の総合交通体系は、新世紀の地球に優しいすばらしい構造改革になると思いますが、いかがでしようか。

私たち民主党は、国民の移動の権利を明文化し、交通の特性に応じた役割分担、環境負荷の低減、交通利用者、とりわけ移動に制約を持つ者の立場に立った施設整備を基本理念とし、総合的な交通計画の集大成となる交通基本法の提案を約束し、私の質問を終わります。(拍手)

この問題は、既に十四年を経過したのにいまだに解決していません。当時の審議のとき、中曾根総理大臣、橋本運輸大臣は、一人も路頭に迷わせ

ることがないよう万全を期すると力強く答弁されました。ところが、いまだに路頭に迷っているのです。この機会を逃せば永久に解決はできません。人道的観点から政治的な解決を行おうではございませんか。当事者及び国民の皆さんにもわかりやすい結論を国土交通大臣、厚生労働大臣に強く要求をいたします。

最後に、交通基本法の確立を提案いたします。国土交通省が誕生したことにより、從来、縦割りとの指摘を受けてきた交通行政、国土行政が統合され、総合的な交通政策を確立することが可能になって、また国民からも大いに期待されているところであります。

地球規模で環境が問われている中、環境に着目した交通政策の樹立は急務です。さまざまな交通モードの中で、環境面で鉄道輸送が一番優位にあることは異論のないところです。鉄道と自動車、船舶、航空の輸送特性に応じた効果的なすみ分けを積極的に推進すべきだと考えますが、いかがお考へでしようか。

旧国鉄職員千四十七名の雇用問題について伺います。

この問題は、既に十四年を経過したのにいまだに解決していません。当時の審議のとき、中曾根総理大臣、橋本運輸大臣は、一人も路頭に迷わせ

(國務大臣扇千景君登壇、拍手)

○國務大臣(扇千景君) 山下議員から多くの御質

問がございましたので、順次お答え申し上げたいと存じます。

国鉄改革の評価について、まずお尋ねがございました。

国鉄改革は、民間的手法を導入することによつて効率的な経営を実施し、破綻に瀕した国鉄事業の再生を図つていこうとしたものでございました。

その間、長期の債務の処理あるいは適正な人員の規模に収束させていくことに、職員の方々を初め多くの関係者の御努力や御協力があつたものと理解いたしております。

その結果誕生したJR各社につきましては、昭和六十二年の国鉄の分割・民営化以降、サービス水準の向上や事業運営の改善等に努めてきたところでございますし、国土交通省は高く評価をいたしております。

例えば、国鉄時代には約六千億円から七千億円の補助を投入してなお巨額の赤字を計上していたものが、JR七社合計で千五百億円の法人税を支払う企業になつたこと、国鉄改革以降、本州三社については消費税見合い以外の運賃の値上げを行つていないこと、また事故件数も減少を続けていることなど、国鉄の分割・民営化によって、経営状況、サービス水準は格段に向ふされてゐるところでございますし、また国鉄改革は順調に推移してきているものと私も考えております。

また、二つ目にはローカル線の推移についてのお尋ねがございました。

御指摘のとおり、国鉄改革の考え方は、全国一社制であった国鉄を分割・民営化し、効率的な事業運営を実現することによって鉄道のネットワークを維持していくとするものでございました。

そして、これまでのところ、JRが国鉄から継承した鉄道ネットワークは適切に維持されてきているものと認識いたしております。

今般の法案では、こうした国鉄改革の経緯を踏まえ、いわゆる指針制度を設けることとしておりまし、この指針において、国鉄改革後の輸送需要の動向等を踏まえた路線の適切な維持に関する事項を定めることとしております。そして、指針を踏まえた事業経営を確保するためには必要があると認めるときは、国土交通大臣は必要な指導及び助言をすることができるとしており、路線の維持に關しても必要に応じて適切な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、完全民営化後の各社の経営難についてどのような対応をするかというお尋ねがございました。

国鉄改革は、先ほども申しましたように、全国一社・公社制の経営体制のもとで破綻に瀕しておりましたけれども、国鉄を分割・民営化することによって、民間的な手法を導入し、そして自主的な経営体制のもとで効率的な経営を実現しようとしたものでございました。本州三社はこのようないくつかの理念を実現し、三社合計で毎年一千億円強の経営利益を計上するなど順調な経営を続けているところです。完全民営化において、引き続き、国鉄改革の理念に沿つて、より自主的かつ責任ある経営体制のもとで、不斷の経営努力により着実な経営を続けていくものと期待いたしております。

JR貨物の再建についてのお尋ねがございました。

JR貨物の再建についてのお尋ねがございました。JR貨物は、他の輸送機関と競争激化等によりまして、平成十一年度まで八期連続の経常赤字という厳しい経営状況に陥つておりますけれども、少なくともこの間、JR貨物は、平成九年から十三年度を対象とする新フレイ

ト21計画を策定し、経営改善を努めてきたところではございますけれども、需要の落ち込みが予想以上に大きく、今までのところ十分な成果が上がるには至つております。今後、JR貨物としては、さらにつつ十四年度以降を対象とする新しい中期

経営計画を策定して、さらなる輸送の効率化あるいはコストの低減に努めることとしておりま

す。

政府としましても、従来よりJR貨物の経営基盤の安定に向けて、インフラ補助または税制優遇

これら三社につきましては、輸送需要の減退による収入の減少、あるいは低金利の長期化による経営安定基金の運用益の減少等によって、その経営環境は厳しい状況にあることは先生御存じのとおりでございます。このため、国としても所要の支援措置を講じているところでございます。

現段階において、これら三社の株式の上場等の具体的なスケジュールは未確定の状況にございますけれども、各社において速やかな上場が可能となるよう経営基盤の確立に向けて努力することとしております。国土交通省としても、できる限り早期の完全民営化が図られるよう、今後とも各会社の経営動向を十分に勘案しつつ、さまざまなもの検討を行い、引き続き所要の支援を行つたいと考えております。

JR貨物の再建についてのお尋ねがございました。

地域におきます通勤、通学、通院、そして買い物を中心とします地域住民の日常的な生活に真に不可欠な生活交通サービスについては、政

策的に維持することが必要であるというのは私も同じ認識でございます。このため、地方鉄道の安物等をはじめとします地域住民の日常的な生活に真

に不可欠な生活交通サービスについては、政

策的に維持することが必要であるというのは私も同じ認識でございます。このため、地方鉄道の安

物等をはじめとします地域住民の日常的な生活に真

に不可欠な生活交通サービスについては、政

策的に維持することが必要であるというのは私も

同じ認識でございます。このため、地方鉄道の安

物等をはじめとします地域住民の日常的な生活に真

に不可欠な生活交通サービスについては、政

策的に維持することが必要であるというのは私も

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

十一年度は五百三十一件となり、四割も減少している状況にあります。

今後ともさらなる安全確保に努めるよう、完全民営化後もJR各社に対し適切に指導してまいりたいと考えております。

JRの中小企業への配慮についてのお尋ねがございました。

国鉄改革後、JR会社は、関連事業の推進に当たりまして、現行法第十条の趣旨を遵守し、地元中小企業者と十分な調整を図ることによって、地元、地域と共生し、地域経済の発展、活性化に寄与すべく努力してきたところでございます。JRの完全民営化後においても、一般の法律に基づきます指針において同様の趣旨の規定を盛り込むこといたしておりますし、また、これに基づいて、地元との調和に配慮した事業展開が図られるよう適切な対処をしてまいります。

現行法を改正する必要性についてのお尋ねがございました。

JR本州三社は、国鉄改革以降、良好な経営状況を継続しているなど、一般的な民間会社と比べましても遜色のない段階に立ち至っております。このため、現行のJR会社法における人事、財務、事業計画等に係る認可等の事前の包括的な特殊法人規制を存続することは適切ではないことから、今般、JR本州三社をJR会社法の規制の対象から除外したことのございます。これにより、JR本州三社のより一層自主的かつ機動的な経営体制の確立が図られることを期待するものであります。

他方、これらの会社は、他の鉄道事業者と異なりまして、国鉄改革の中で誕生したという経緯等

があることから、今般の法律において、国鉄改革の趣旨にのっとった事業運営を確保する上で必要な最小限の事項について国土交通大臣が指針を定め、これに基づいて指導、助言を行うこととしたものであります。このように、指針に係る措置は、現行のJR会社法の規制とは性質を異なるものでございますし、完全民営化と何ら矛盾するものではないと考えております。

いわゆる一〇四七人の問題についてのお尋ねがございました。

政府としましては、国鉄改革で大きな問題でございました雇用対策について、いわゆる再就職促進法等に基づいて、さまざまな職業訓練や一人一人に対する何回にも及ぶ職業相談や職業あつせんを行い、地方自治体や民間企業への再就職等を推進してまいりました。この一〇四七人の問題に関しましては、JR各社に対しましても追加採用の実施を要請するなど、国鉄改革の前後を通じて万全の雇用対策を講じてきたところでございました。

このため、鉄道、自動車、船舶、航空の各交通機関にわたり、ボトルネック解消のための施設整備や適切な交通サービス提供のための制度の見直し等に努めるとともに、交通機関相互の連携をより一層強力に進めてまいります。

こうした取り組みを通じて、陸海空の各交通機関が一体となつた、環境にも優しい総合的な交通体系の整備を目指してまいります。

以上でお答えを終わります。(拍手)

(國務大臣坂口力君登壇、拍手)

○國務大臣(坂口力君) 山下議員から旧国鉄職員千四十七名の雇用問題についてお尋ねがございました。

した。

旧国鉄職員の不採用問題につきましては、現在、いわゆる四党合意の基本方針に基づきまして、関係者間で調整が行われているところでございました。

した。

厚生労働省といったとしても、その状況を見きわめながら、関係者と十分連絡をとりながら対応してまいりたいというふうに思いますが、人道的観点から政治的な解決を行うよう御提案がございました。御意見を十分に踏まえて努力してまいりたいと考えております。(拍手)

じます。

交通機関の輸送特性に応じたすみ分け、総合交通体系の整備に関するお尋ねがありました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三分散会

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三分散会

議長 井上 裕君
副議長 梶野 久光君

出席者は左のとおり。

議員	高橋 令則君	高橋 紀世子君
沢 まさき君	戸田 邦司君	戸田 邦司君
岩本 庄太君	海野 義孝君	海野 義孝君
世耕 弘成君	脇 雅史君	脇 雅史君
平野 貞夫君	水野 誠一君	水野 誠一君
魚住裕一郎君	益田 洋介君	益田 洋介君
鈴木 正孝君	田村 秀昭君	田村 秀昭君
松岡滿壽男君	高野 博師君	高野 博師君
松 あきら君	大森 礼子君	大森 礼子君
溝手 顯止君	但馬 久美君	但馬 久美君
山下 栄一君	弘友 和夫君	弘友 和夫君
鶴保 康介君	太田 豊秋君	太田 豊秋君
田名部匡省君	椎名 素夫君	椎名 素夫君
日笠 勝之君	荒木 清寛君	荒木 清寛君
入澤 肇君	浜田津敏子君	浜田津敏子君
統 訓弘君	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君
森本 晃司君	鶴岡 洋君	鶴岡 洋君
月原 茂皓君	星野 明市君	星野 明市君
扇 千景君	山下 英利君	山下 英利君
仲道 俊哉君	森田 次夫君	森田 次夫君
日出 英輔君	佐藤 昭郎君	佐藤 昭郎君
佐々木知子君	常田 享詳君	常田 享詳君

官 報 (号 外)

平成十三年六月一日 参議院会議録第一二十八号

議長の報告事項

畠 森山 亀谷 博昭君 岩永 浩美君 岩下 泰三君 佐藤 善彦君 田中 直紀君 清水 達雄君 山下 善彦君 南野知恵子君 須藤良太郎君 片山虎之助君 久世 公堯君 石井 道子君 野沢 太三君 青木 幹雄君 水島 裕君 中川 義雄君 有馬 朗人君 市川 一朗君 山内 俊夫君 大島 慶久君 鎌田 要人君 鴻池 祥肇君 河本 英典君 清水嘉与子君 石渡 清元君 坂野 岡野 重信君 吉夫君 井上 岩野 裕君 斎藤 十朗君

谷林	正昭君	浅尾慶一郎君
福山	哲郎君	
郡司	彰君	
小宮山洋子君		
高嶋	良充君	
今泉	昭君	
篠瀬	進君	
岡崎トミ子君		
峰崎	直樹君	
川橋	幸子君	
糞科	満治君	
円	より子君	
足立	良平君	
千葉	景子君	
北澤	俊美君	
山下八洲夫君		
黒岩	秩子君	
大門実紀史君		
福島	瑞穂君	
島袋	宗康君	
小泉	親司君	
石井	二一君	
井上	美代君	
須藤美也子君		
畠野	君枝君	
今井	澄君	
吉川	紀子君	
小池	晃君	
笠井	亮君	

木俣	内藤	佳丈君	正光君
櫻井	佐藤	雄平君	徹君
海野	本田	良一君	充君
佐藤	柳田	俊男君	穎君
藤井	江本	孟紀君	佐藤
長谷川	清君	泰介君	佐藤
輿石	江本	俊男君	柳田
寺崎	佐藤	昭久君	藤井
勝木	長谷川	東君	江本
直嶋	清君	健司君	佐藤
江田	正行君	寺崎	柳田
廣中和歌子君	昭久君	佐藤	長谷川
西川きよし君	五月君	佐藤	清君
宮本	岳志君	江田	正行君
中村	敦夫君	廣中和歌子君	西川きよし君
八田ひろ子君	五郎君	寺崎	勝木
齋藤	勤君	佐藤	直嶋
堀	大沢	佐藤	江田
岩佐	辰美君	佐藤	廣中和歌子君
富樫	恵美君	寺崎	西川きよし君
練三君	佐藤	佐藤	佐藤
日下部禎代子君	靖夫君	佐藤	佐藤
池田	幹幸君	佐藤	佐藤
緒方	靖夫君	佐藤	佐藤

経済産業委員会	辞任	小林	元君	議院運営委員会	辞任	谷林	正昭君	櫻井	充君
国土交通委員会	薦科 満治君	補欠		同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		水道法の一部を改正する法律案	電気通信役務利用放送法案		
国家基本政策委員会	釜本 邦茂君 世耕 弘成君 羽田雄一郎君 山本 保君	脇 雅史君 中島 啓雄君 佐藤 雄平君 訓弘君	脇 雅史君 中島 啓雄君 佐藤 雄平君 訓弘君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		吉田 峰崎 高野 直樹 鶴池 紀子君	吉田 俊久君 高野 博師君 鶴池 純子君	木俣 峰崎 鶴井 真子君 林 紀子君	江田 五月君 竹村 春子君 小池 晃君
予算委員会	直嶋 正行君	補欠	千葉 景子君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)	農業者年金基金法の一部を改正する法律案(福島瑞穂君提出)(第一二九号)	会の議決を求めるの件		
決算委員会	久野 恒一君 山内 俊夫君 齊藤 勤君 櫻井 充君 松 あきら君 岩本 莊太君 佐藤 道夫君	南野知恵子君 木村 仁君 木俣 佳丈君 柳田 稔君 谷林 正昭君 浜田幸二郎君 島袋 宗康君	南野知恵子君 木村 仁君 木俣 佳丈君 柳田 稔君 谷林 正昭君 浜田幸二郎君 島袋 宗康君	内閣委員会に付託 電波法の一部を改正する法律案(閣法第一五〇号) 気象業務法の一部を改正する法律案(閣法第五六号) 水防法の一部を改正する法律案(閣法第五七号) ポリ塙化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案(閣法第三十二号) 環境事業團法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)	内閣委員会に付託 内閣委員会に付託 内閣委員会に付託 内閣委員会に付託 内閣委員会に付託 内閣委員会に付託 内閣委員会に付託 内閣委員会に付託	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	農業者年金基金法の一部を改正する法律案(福島瑞穂君提出)(第一二九号)	水道法の一部を改正する法律案	電気通信役務利用放送法案
行政監視委員会	南野知恵子君 松岡満壽男君	補欠	久野 恒一君 岩本 莊太君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	農業者年金基金法の一部を改正する法律案(福島瑞穂君提出)(第一二九号)	農業者年金基金法の一部を改正する法律案(福島瑞穂君提出)(第一二九号)	会の議決を求めるの件		
刑法の一部を改正する法律案	木村 仁君 木俣 佳丈君 千葉 景子君	補欠	山内 俊夫君 浅尾慶一郎君 直嶋 正行君	同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。		
国有財産法第十三条规定に基づき、国									
法務委員会	白浜 一良君 鶴岡 洋君	補欠	大沢 辰美君 市田 忠義君	宮崎 秀樹君 大森 礼子君 弘友 和夫君	内閣委員会に付託 内閣委員会に付託 内閣委員会に付託 内閣委員会に付託 内閣委員会に付託 内閣委員会に付託 内閣委員会に付託 内閣委員会に付託	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	農業者年金基金法の一部を改正する法律案(福島瑞穂君提出)(第一二九号)	水道法の一部を改正する法律案	電気通信役務利用放送法案
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律案	千葉 景子君	補欠	山下 芳生君 池田 幹幸君	武見 敬三君 山本 保君					
測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案	久野 恒一君	補欠	鶴岡 洋君	武見 敬三君 山本 保君					
刑法の一部を改正する法律案	木村 仁君 木俣 佳丈君 千葉 景子君	補欠	真鍋 賢二君 岡崎トミ子君	武見 敬三君 山本 保君					
経済産業委員会	魚住 浩君 小林 時男君	辞任	小池 晃君	厚生労働委員会 武見 敬三君 櫻井 郁夫君	文教科学委員会 武見 敬三君 櫻井 郁夫君	外交防衛委員会 鶴池 祥肇君 石田 泰子君	松崎 俊久君 吉田 之久君 鶴池 美栄君	松崎 俊久君 吉田 之久君 鶴池 美栄君	松崎 俊久君 吉田 之久君 鶴池 美栄君
風間 視君	加納 汎英君	辞任	林 紀子君	厚生労働委員会 武見 敬三君 櫻井 郁夫君	文教科学委員会 武見 敬三君 櫻井 郁夫君	外務委員会 鶴池 祥肇君 石田 泰子君	峰崎 峰崎 吉田 俊久君 鶴池 美栄君	峰崎 峰崎 吉田 俊久君 鶴池 美栄君	峰崎 峰崎 吉田 俊久君 鶴池 美栄君
鶴岡 洋君	鶴岡 洋君	補欠	紀子君	厚生労働委員会 武見 敬三君 櫻井 郁夫君	文教科学委員会 武見 敬三君 櫻井 郁夫君	外務委員会 鶴池 祥肇君 石田 泰子君	峰崎 峰崎 吉田 俊久君 鶴池 美栄君	峰崎 峰崎 吉田 俊久君 鶴池 美栄君	峰崎 峰崎 吉田 俊久君 鶴池 美栄君

官報(号外)

国土交通委員 辞任 鈴木 政二君 田村 公平君 統 訓弘君 森本 晃司君 筆坂 秀世君 環境委員 片山虎之助君 書の規定によるもの 国会法第41条第2項ただし も	山下 芳生君 大沢 辰美君 補欠 鴻池 祥肇君 加納 時男君 高野 博師君 加藤 修一君 大門実紀史君 同日議長において選任した理事は次のとおりである。 同日議長を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員会 法務委員会 理事 千葉 景子君 (宮崎秀樹君の補欠) 理事 宮崎 秀樹君 (宮崎秀樹君の補欠) 文教科学委員会 理事 内藤 正光君 (内藤正光君の補欠) 理事 江田 五月君 (千葉景子君の補欠) 理事 魚住裕一郎君 (魚住裕一郎君の補欠) 農林水産委員会 理事 三浦 一水君 (三浦一水君の補欠) 理事 荒木 清寛君 (荒木清寛君の補欠) 農林中央金庫法案(閣法第七五号) 同日衆議院から次の議案が提出された。 漁港法の一部を改正する法律案(衆第一九号) 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	佐藤 道夫君 島袋 宗康君 同日議長において選任した理事は次のとおりである。 同日議長を許可し、その補欠を指名した。
予算委員 辞任 千葉 景子君 補欠 直嶋 正行君 行政監視委員 辞任 佐藤 昭郎君 谷林 正昭君 千葉 景子君 補欠 若林 正俊君 行政監視委員 辞任 直嶋 正行君 議院運営委員 辞任 森田 次夫君 櫻井 充君 谷林 正昭君 片山虎之助君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において選任した理事は次のとおりである。 同日議長を許可し、その補欠を指名した。
水産基本法案(閣法第七五号) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七七号) 中間法人法案(閣法第七〇号) 国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結に よる要領書を添えて報告する。	同日議長において選任した理事は次のとおりである。 同日議長を許可し、その補欠を指名した。
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)審査報告書 弁護士法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)審査報告書 国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第四一号)審査報告書 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特別に関する法律案(閣法第九二号)審査報告書 不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第九三号)審査報告書 特定融資権契約に関する法律の一部を改正する法律案(塙崎恭久君外四名提出)(衆第三〇号) 同日議長は、次の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。 農業協同組合法等の一部を改正する法律案(閣法第八四号) 農林中央金庫法案(閣法第八五号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。 国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件(閣法第八号) 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締結について承認を求めるの件(閣法第九号) 相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一九号) 同日議長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員を左記のとおり補欠選任した旨の通知書を受領した。	同日議長において選任した理事は次のとおりである。 同日議長を許可し、その補欠を指名した。
通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案(閣法第一六号)審査報告書 同日議長から次の報告書が提出された。 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案(閣法第一六号)審査報告書	中野 寛成君 (菅直人君の補欠) 裁判官訴追委員 審査報告書 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案(閣法第一六号)審査報告書 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年五月三十一日

総務委員長 溝手 顯正

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送の役務を合わせて利用することができるようにするための基盤となる通信・放送技術の開発を促進するための措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、平成十三年度一般会計予算に通信・放送機構に対する補助金として二十一億五千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、「通信・放送機構」の業務について、平成十二年十二月に閣議決定された「行政改革大綱」の趣旨並びに同機構の設立の趣旨及び経緯を踏まえ、同機構の業務の在り方、國の事務・事業の執行体制の在り方、國民の利便性等を勘案し、この法律の施行後三年を経過したときを目途に、業務の改廃も含め必要に応じて見直しを行うべきである。右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年四月五日

衆議院議長 締貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する支援に関する業務を行わせるための措置を講ずることにより、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役務の普及を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「通信・放送融合技術」とは、インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送(公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいう。)の役務を合わせて利用することができるようになるための基盤となる通信・放送技術(通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二条第五号に規定する通信・放送技術をいう。)をいう。

2 この法律において「通信・放送融合技術開発システム」とは、通信・放送融合技術の開発に必要な相当の規模の電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて、電気通信の業務を一体的にを行うよう構成されたものをいう。)及びこれに係るプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)であつて、通信・放送融合技術の開発を行う者の共用に供されるものをいう。

3 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 通信・放送融合技術開発システムを整備し、通信・放送融合技術の開発を行う者の共同に供すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(機構法の適用)

第五条 前条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第三十三条の二中「研究開発推進業務」とあるのは「研究開発推進業務及び通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律(以下「通信・放送融合技術法」という。)第四条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)と、「及び研究開発債務保証業務」とあるのは「並びに研究開発債務保証業務及び同条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び通信・放送融合技術法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は通信・放送融合技術法」と、機構法第四十三条第二項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは「の規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可(通信・放送融合技術法第四条に規定する業務に係るものを除く。)」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(通信・放送融合技術法第四条に規定する業務に係る部分を除く。)」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び通信・放送融合技術法第四条」とする。

3 総務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(機構の業務の特例)

四 その他通信・放送融合技術の開発の促進に関する重要な事項

四 第一条 この法律において「通信・放送融合技術」とは、インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送(公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいう。)の役務を合わせて利用することができるようになるための基盤となる通信・放送技術(通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二条第五号に規定する通信・放送技術をいう。)をいう。

四 第四条 機構は、機構法第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、基本方針に従つて、次の業務を行う。

一 通信・放送融合技術の開発を行う者に対する

官 報 (号外)

(試験研究機関の協力等)

第六条 機構は、第四条第一号に掲げる業務に関するものとし、総務省の試験研究機関又は独立行政法人通信総合研究所に対して、必要な助言及び協力を求めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年五月三十一日

総務委員長 溝手 顕正

審査報告書

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年五月三十一日

参議院議長 井上 裕殿

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年五月三十一日

参議院議長 井上 裕殿

一、費用

本法施行のため、平成十二年度一般会計予算に通信・放送機構に対する補助金として十億五千万円が計上されている。

うに改め、同項各号を削り、同条に次の二項を加える。

10 この法律において「施設整備事業」とは、高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業いう。

第三条第二項第二号中「整備に」を「利用に」に改める。

第四条第一項中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改め、同条第二項第一号中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改め、「含み、人材研修事業」に改め、「同条第三項を削り、同項第一号から第四号までの規定の中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改め、同条第四項を同条第三項」とし、同条第五項を削る。

第五条第一項中「前条第四項及び第五項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改める。

第六条第一項中「高度通信施設整備事業、認定計画に係る信頼性向上施設整備事業又は認定計画に係る高度有線テレビジョン放送施設整備事業」を「施設整備事業」に改め、同条第一号中「認定計画に係る第一号に掲げる」を削り、「の出資を行う」を「に充てるための助成金を交付する」に改め、同条第三項第一号中「第五項において」を「以下に」に改め、同項第二号中「その中における」を削り、同条第八項中「能力の向上を図るために行う次に掲げる事業及び特定専門技術業務の実施に関する取引のあせんを行う事業であつてこれら

事業に附帯して行われる」を「特定専門技術業務に関する知識及び技能の向上を図るために行う事業とともに、人材研修事業の要件等を改める等の措置法が廃止するものとされる期限を延長するほか、信頼性向上施設及び高度通信施設整備事業に係る助成金交付対象施設の範囲を拡大する」とともに、人材研修事業の要件等を改める等の措置を講じようとするものであつて、おおむね

う。における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変復調装置であつて、端末設備でないものをいう。)、デジタル加入者回線信号分離装置(デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分離する機能を有する装置であつて、端末設備でないものをいう。)、加入者系無線アクセス通信用無線設備(インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局(その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。)に用いられるものをいう。)及びケーブルモード(インターネットの利用を可能とする機能を有する変復調装置であつて、有線テレビジョン放送の送信をする電気通信設備に接続されるものをいう。)を加え、同号口に「送信用光伝送装置(を「デジタル送信用光伝送装置(デジタル信号による送信をする放送を受信し、これをデジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送に変換する機能及び」に改め、同条に次の二項を加える。

2 機構は、人材研修事業の内容、実施地域及び当該事業を行う者が基本指針に照らし適切なものであると認めるときでなければ、前項第一号の助成金の交付の決定をしてはならない。

第七条の二、第七条の三(第三項及び第七条の四中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、「又は」とあるのは「又は両債務保証業務」と、

第八条 第六条第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第二項中

「第六条第二号」を「第六条第一項第二号」に改め、「又は」とあるのは「又は両債務保証業務」と、

第八条を次のように改める。
(機構法の適用)
第八条 第六条第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第二項中「第六条第二号」を「第六条第一項第二号」に改め、「又は」とあるのは「又は両債務保証業務」と、
第八条を次のように改める。
(機関法の適用)

「に係る」とあるのは「又は電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という。)第六条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。」に係る」と、
「、総務大臣及び財務大臣」とあるのは「総務大臣及び財務大臣、同項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。」に係る」と、
第十三条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。)」と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「両債務保証業務」と、機構法第十九条第四項中「、総務大臣及び財務大臣」とあるのは「総務大臣及び財務大臣、研修助成業務に関する意見については主務大臣」と、機構法第二十八条の二第二項中「の一部」とあるのは「又は電気通信基盤法第六条第一項第一号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部」と、機構法第二十九条第一項中「、総務大臣及び財務大臣」とあるのは「、総務省令、財務省令、研修助成業務に係るものについては主務省令、研究開発債務保証業務等(研究開発債務保証業務)」とあるのは「研究開発債務保証業務等(研究開発債務保証業務及び電気通信基盤法第六条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)」と、機構法第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第二号中「研究開発債務保証業務」

「債務保証業務」とあるのは「研究開発債務保証業務」等」と、機構法第三十三条の二中及び研究開発債務保証業務とあるのは「並びに研究開発債務保証業務等及び研究開発債務保証業務等及び研修助成業務」と、機構法第十八条中の「この法律」とあるのは「この法律及び電気通信基盤法」と、機構法第三十九条中「総務大臣及び財務大臣」とあるのは「総務大臣及び財務大臣」と、同条、機構法第四十条第一項及び第四十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は電気通信基盤法」と、機構法第四十条第一項中「総務大臣又は財務大臣」とあるのは「総務大臣又は財務大臣又は厚生労働大臣」と、機構法第四十三条第一項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣」と、同項第一号中「第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可をしようとするときは、主務大臣」と、同項第一号中「第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可(研究開発出資業務又は両債務保証業務に係るもの)を除く。」とあるのは「若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」と、研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務等に係るもの)を除く。」と、同条第二項第一項の規定による認可(電気通信基盤法第六条等によるのは「の規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可(電気通信基盤法第六条等

第一項に規定する業務に係るものを除く。」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(電気通信基盤法第六条第一項に規定する業務に係るものを除く。)」と、機構法第四十五条第三号中「部分を除く。」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」とする。

第十条第一項中「政府は、」の下に「人材研修事業及び」を加え、「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改め、同条第二項中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第十二条中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に改める。

第十三条中「次の各号に定めるところ」と「人材研修事業に関する事項については総務大臣及び厚生労働大臣とし、その他の事項については総務大臣」に改め、同条各号を削る。

附則第一条中「この法律の施行の日から十年以内」を「平成十八年五月三十日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 日本政策投資銀行以外の出資者は、通信・放送機構(以下「機構」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十九条の二第一項に規定する信用基金に係

附
則

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、機構法第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の電気通信基盤充実臨時措置法(以下「旧法」という。)第四条第一項の認定を受けた実施計画に係る人材研修事業を実施している者に関する計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお從前の例による。

2 機構は、この法律の施行前にされた旧法第六条第一号の規定による出資に係る経理については、改正後の電気通信基盤充実臨時措置法(以下「新法」という。)第八条の規定により読み替えられた機構法第三十二条の二の規定にかかわらず、同条に規定する研究開発出資勘定において整理するものとする。

3 この法律の施行の際現に旧法第六条第三号の規定によりその整備に關して機構から助成金の交付を受けている同号口に規定する送信用光伝送装置は、新法第六条第一項第二号の規定の適用については、同号口に掲げる施設とみなす。

4 この法律の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改正する。
別表第三中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

審査報告書

弁護士法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年五月三十一日

法務委員長 日笠 勝之

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、弁護士業務の基盤を拡大強化することにより、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図るために、弁護士を社員とし、弁護士業務を行うことを目的とする弁護士法人を設立することを可能にしようとするものであり、妥当な措置と認められる。

二、費用

弁護士法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決したたよりて国会法第八十三条により送付する。
平成十三年五月二十四日

参議院議長 井上 裕殿

衆議院議長 綿貫 民輔

平成十三年六月一日 参議院会議録第一千八十八号

弁護士法の一部を改正する法律案

弁護士法の一部を改正する法律案

弁護士法の一部を改正する法律

弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部

を次のように改正する。

弁護士法の一部を改正する法律

弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部

第四章の次に次の二章を加える。
第四章の二 弁護士法人

法令等に基づき弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行なうことができる。

(訴訟関係事務の取扱い)

目次中「第四章 弁護士の権利及び義務 第二十一条第三十条」を「第四章 弁護士の権利及び義務(第二十一条第三十条)」に改める。

第二十五条中「左に」を「次に」に、「但し、第三号」を「ただし、第三号及び第九号」に改め、同条

第一号中「事件。」を「事件」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に、「もの。」を「もの」に改め、同条に次の四号を加える。

六 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用者である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、その法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

第三十条の三 弁護士法人は、その名称中に弁護士法人という文字を使用しなければならない。

第三十条の四 弁護士法人の社員は、弁護士でなければならぬ。

第三十条の五 弁護士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第三十条の六 弁護士法人は、次に掲げる事務について、依頼者からその社員又は使用者である弁護士(以下「社員等」という。)に行わせる事務の委託を受けるものとする。この場合において、当該弁護士法人は、依頼者に、当該弁護士の社員等のうちからその代理人、弁護人、付添人又は補佐人を選任させなければならない。

二 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

二 第五十六条又は第六十条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第五十六条又は第六十条の規定により弁護士法人が除名され、又は弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(弁護士法の登記)

二 弁護士法人は、前項に規定する事務についても、社員等がその業務の執行に關し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、依頼者に対する損害賠償の責めを免れることはできない。

二 刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯罪人引渡し審査請求事件における補佐

一 裁判所における事件(刑事に関するものを除く。)の手続についての代理又は補佐

一 刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯罪人引渡し審査請求事件における補佐

一 第五十六条又は第六十条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

一 第五十六条又は第六十条の規定により弁護士法人が除名され、又は弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(弁護士法の登記)

一 第五十六条又は第六十条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

一 第五十六条又は第六十条の規定により弁護士法人が除名され、又は弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(弁護士法の登記)

一 第五十六条又は第六十条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

事件
第四章の次に次の二章を加える。
第四章の二 弁護士法人

(設立等)
第三十条の二 弁護士は、この章の定めるところにより、第三条に規定する業務を行うこととを目的とする法人(以下「弁護士法人」という。)を設立することができる。

第三十条の六 弁護士法人は、次に掲げる事務について、依頼者からその社員又は使用者である弁護士(以下「社員等」という。)に行わせる事務の委託を受けるものとする。この場合において、当該弁護士法人は、依頼者に、当該弁護士の社員等のうちからその代理人、弁護人、付添人又は補佐人を選任させなければならない。

(訴訟関係事務の取扱い)
第三十条の六 弁護士法人は、次に掲げる事務について、依頼者からその社員又は使用者である弁護士(以下「社員等」という。)に行わせる事務の委託を受けるものとする。この場合において、当該弁護士法人は、依頼者に、当該弁護士の社員等のうちからその代理人、弁護人、付添人又は補佐人を選任させなければならない。

第三十条の五 弁護士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第三十条の六 弁護士法人は、次に掲げる事務について、依頼者からその社員又は使用者である弁護士(以下「社員等」という。)に行わせる事務の委託を受けるものとする。この場合において、当該弁護士法人は、依頼者に、当該弁護士の社員等のうちからその代理人、弁護人、付添人又は補佐人を選任させなければならない。

第三十条の七 弁護士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第三十条の八 弁護士法人を設立するには、その社員になろうとする弁護士が、定款を定めなければならぬ。

ればならない。

2 商法(明治三十一年法律第四十八号)第一百六十
七条の規定は、弁護士法人の定款について準用
する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載
しなければならない。

一 目的

二 名称

三 法律事務所の所在地

四 所属弁護士会

五 社員の氏名、住所及び所属弁護士会

六 社員の出資に関する事項

七 業務の執行に関する事項
(成立の時期)

第三十条の九 弁護士法人は、その主たる法律事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)

第三十条の十 弁護士法人は、成立したときは、
成立の日から一週間以内に、登記簿の謄本及び

定款の写しを添えて、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。
(定款の変更)

第三十条の十一 弁護士法人は、定款を変更したときは、変更の日から一週間以内に、変更に係る事項を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。
(業務の執行)

第三十条の十二 弁護士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(法人の代表)

第三十条の十三 弁護士法人の業務を執行する社員は、各自弁護士法人を代表する。

2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によつて、業務を執行する社員中特に弁護士法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

(指定社員)

第三十条の十四 弁護士法人は、特定の事件について、業務を担当する社員を指定することができる。

2 前項の規定による指定がされた事件(以下「指定事件」という。)については、指定を受けた社員(以下「指定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 指定事件については、前項の規定にかかるらず、指定社員のみが弁護士法人を代表する。

4 弁護士法人は、第一項の規定による指定をしたときは、指定事件の依頼者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

5 依頼者は、その依頼に係る事件について、弁護士法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めることができる。こ

の場合において、弁護士法人が、その期間内に前項の通知をしないときは、弁護士法人は、そ

の後において、指定をすることができない。ただし、依頼者の同意を得て指定をすることを妨げない。

6 指定事件について、委任事務の結了前に指定

社員が欠けたときは、弁護士法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

7 社員が一人の弁護士法人が、事件の依頼を受けたときは、その社員を指定したものとみなす。

第三十条の十五 弁護士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

(社員の責任)

第三十条の十六 弁護士法人は、その法律事務所に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会(その地域に二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人の所属弁護士会。以下この条において同じ。)の会員である社員を常駐させなければならぬ。ただし、従たる法律事務所においては、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が当該法律事務所の周辺における弁護士の分布状況その他の事情を考慮して常駐しないことを許可したときは、この限りでない。

(特定の事件についての業務の制限)

第三十条の十七 弁護士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に規定する事

件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

2 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

<p>三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件</p>	<p>二 総社員の同意</p>
<p>四 社員等が相手方から受任している事件</p>	<p>三 死亡</p>
<p>五 第二十五条第一号から第七号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が職務を行つてはならないこととされる事件</p>	<p>四 第六条第一号又は第三号から第五号までのいすれかに該当することとなつたとき。</p>
<p>(他の弁護士法人への加入の禁止等)</p>	<p>五 第十一条の規定による登録取消の請求をしたとき。</p>
<p>第三十条の十八 弁護士法人の社員は、他の弁護士法人の社員となつてはならない。</p>	<p>六 第五十七条第一項第二号から第四号までに規定する処分を受けたとき又は第十三条第一項の規定による登録取消が確定したとき。</p>
<p>2 弁護士法人の社員は、他の社員の承諾がなければ、自己又は第三者のために、その弁護士法人の業務の範囲に属する業務を行つてはならない。ただし、法令により官公署の委嘱した事項を行うときは、この限りでない。</p>	<p>七 第三十条の二十七第五項において準用する商法第八十六条第一項の規定による除名(解散)</p>
<p>(弁護士法人の社員等の汚職行為の禁止)</p>	<p>八 第三十条の二十二 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。</p>
<p>第三十条の十九 弁護士法人の社員等は、その弁護士法人が受任している事件に關し、相手方から利益の供与を受け、又はその供与の要求若しくは約束をしてはならない。</p>	<p>一 定款に定める理由の発生</p>
<p>2 弁護士法人の社員等は、その弁護士法人が受任している事件に關し、相手方から當該弁護士法人に利益を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしてはならない。</p>	<p>二 総社員の同意</p>
<p>(弁護士の義務等の規定の準用)</p>	<p>三 他の弁護士法人との合併</p>
<p>第三十条の二十 第二十条第一項及び第二項、第二十二条、第二十三条の二、第二十四条並びに第二十七条から第二十九条までの規定は、弁護士法人について準用する。(法定脱退)</p>	<p>四 破産</p>
<p>第三十条の二十一 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。</p>	<p>五 解散を命じる裁判</p>
<p>第三十条の二十二 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。</p>	<p>六 第五十六条又は第六十条の規定による除名</p>
<p>第三十条の二十三 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を</p>	<p>七 社員の欠亡</p>
<p>第三十条の二十四 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を</p>	<p>八 第三十条の二十六 弁護士法人は、総社員の同意があるときは、他の弁護士法人と合併することができる。</p>
<p>第三十条の二十七 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を</p>	<p>九 第三十条の二十七 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第一百二十六条第一項、第一百三十四条から第一百三十五条ノ五まで、第一百三十五条ノ八、第一百三十六条ノ二、第一百三十七条、第一百三十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。</p>
<p>第三十条の二十八 弁護士法の一部を改正する法律案</p>	<p>十 第三十条の二十八 弁護士法の一部を改正する法律案</p>
<p>加入させて弁護士法人を継続することができること。</p>	<p>(民法の準用等)</p>
<p>第三十条の二十七 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第一百二十六条第一項、第一百三十四条から第一百三十五条ノ五まで、第一百三十五条ノ八、第一百三十六条ノ二、第一百三十七条、第一百三十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十三条の二十七 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第一百二十六条第一項、第一百三十四条から第一百三十五条ノ五まで、第一百三十五条ノ八、第一百三十六条ノ二、第一百三十七条、第一百三十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。</p>
<p>第三十条の二十八 弁護士法の一部を改正する法律案</p>	<p>第十三条の二十八 弁護士法の一部を改正する法律案</p>
<p>第三十条の二十九 清算人は、合併の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。</p>	<p>第十三条の二十九 清算人は、合併の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。</p>
<p>(弁護士法人の継続)</p>	<p>第十三条の二十九 清算人は、合併の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。</p>
<p>第三十条の三十 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を</p>	<p>第十三条の三十 清算人は、合併の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。</p>
<p>第三十条の三十一 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を</p>	<p>第十三条の三十一 清算人は、合併の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。</p>
<p>第三十条の三十二 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を</p>	<p>第十三条の三十二 清算人は、合併の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。</p>
<p>第三十条の三十三 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を</p>	<p>第十三条の三十三 清算人は、合併の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。</p>
<p>第三十条の三十四 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を</p>	<p>第十三条の三十四 清算人は、合併の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。</p>
<p>第三十条の三十五 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を</p>	<p>第十三条の三十五 清算人は、合併の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。</p>
<p>第三十条の三十六 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を</p>	<p>第十三条の三十六 清算人は、合併の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。</p>
<p>第三十条の三十七 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を</p>	<p>第十三条の三十七 清算人は、合併の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。</p>
<p>第三十条の三十八 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を</p>	<p>第十三条の三十八 清算人は、合併の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。</p>
<p>第三十条の三十九 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百四十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を</p>	<p>第十三条の三十九 清算人は、合併の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。</p>

6 商法第百条、第百三十三条から第百六条まで及び

第百九条から第百十一条までの規定は、弁護士法人の合併について準用する。

7 商法第一百一十八条から第一百十九条まで、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条第一項及び第二項、第百二十五条、第百二十六条规定は、

第百二十八条から第百三十三条まで、第百三十一条ノ二から第百三十六条まで、第百三十八条並びに第百四十三条から第百四十五条までの規定は、弁護士法人の清算について準用する。

この場合において、同法第百十七条第二項及び第一百二十二条中「第九十四条第四号又ハ第八号」とあるのは「弁護士法第三十条の二十二第一項第五号乃至第七号」と、商法第一百四十五条第一項中「第八十条」とあるのは「弁護士法第三十条の十五」と読み替えるものとする。

8 破産法(大正十一年法律第七十一号)第百一十七条の規定の適用については、弁護士法人は、

合名会社とみなす。

第三十一条第一項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に改める。

第三十六条の次に次の二条を加える。
(弁護士法人の入会及び退会)
第三十六条の二 弁護士法人は、その成立の時に、主たる法律事務所の所在する地域の弁護士会(一個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人が定款に記載した弁護士会)の会員となる。

2 弁護士法人は、所属弁護士会の地域外に法律事務所を設け、又は移転したときは、法律事務所の新所在地においてその旨の登記をした時

弁護士法の一部を改正する法律案

に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会

(二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人が定款に記載した弁護士会)の会員となる。

に、「乃至第八十条」を「から第八十条まで」に改め、同条第三項中「弁護士は」を「弁護士又は弁護士について」を加える。

第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

第四十七条から第四十九条までの規定中「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

第五十六条第一項中「弁護士は」を「弁護士及び更することにより、所属弁護士会を変更する」とができる。

5 弁護士法人は、同一の地域にある複数の弁護士会に所属することはできない。

6 弁護士法人は、第二項又は第四項の規定により、新たに弁護士会に入会したときは、入会の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を当該弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

3 弁護士会がその地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対して行う懲戒の事由は、その地域内にある従たる法律事務所に係るものに限る。

第五十七条を次のよう改める。
(懲戒の種類)

第五十七条 弁護士に対する懲戒は、次の四種とする。

一 戒告
二 二年内の業務の停止
三 退会命令
四 除名

2 弁護士法人に対する懲戒は、次の四種とする。

第五十七条第二項中「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に改める。

第四十二条第二項中「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の業務」に改める。

二 二年内の弁護士法人の業務の停止又はその法律事務所の業務の停止

2 弁護士法人は、前条第二項第三号の懲戒を受けた場合には、その処分を受けた日から三年間、当該懲戒を行つた弁護士会の地域内において、法律事務所を設け、又は移転してはならない。

3 弁護士法人に対する懲戒は、次の四種とする。

第四十二条第二項中「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に改める。

二 二年内の弁護士法人の業務の停止又はその法律事務所の業務の停止

2 弁護士法人は、所属弁護士会の地域外に法律事務所を設け、又は移転したときは、法律事務所の新所在地においてその旨の登記をした時

法律事務所のみを有する弁護士法人に対するものに限る。)

四 除名(当該弁護士会の地域内に主たる法律事務所を有する弁護士法人に対するものに限る。)

3 弁護士会は、その地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対して、前項第一号の懲戒を行う場合にあつては、その地域内にある法律事務所の業務の停止のみを行うことができる。

4 第二項又は前項の規定に當たつては、日本弁護士連合会は、その地域内に当該弁護士法人の主たる法律事務所がある弁護士会とみなす。

5 第五十七条の次に次の二条を加える。

6 第五十七条の二 弁護士法人に対する懲戒に伴う法律事務所の設置移転の禁止

2 弁護士法人は、特定の弁護士会の地域内にあるすべての法律事務所について業務の停止の懲戒を受けた場合には、当該業務の停止の期間中、その地域内において、法律事務所を設け、又は移転してはならない。

3 弁護士法人は、前条第二項第三号の懲戒を受けた場合には、その処分を受けた日から三年間、当該懲戒を行つた弁護士会の地域内において、法律事務所を設け、又は移転してはならない。

4 第五十八条第一項中「弁護士に」を「弁護士又は弁護士法人に」に改め、同条第二項中「弁護士に」を「弁護士又は弁護士法人に」に改め、同条第三項中「弁護士を」を「弁護士又は弁護士法人を」に改める。

平成十三年六月一日 参議院会議録第一十八号

弁護士法の一部を改正する法律案 国立学校設置法の一部を改正する法律案

四 商業登記法(昭和三十八年法律第百一十五号)第八十条第四号、第八十二条第二号及び

第九十五条第一号

五 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)第七十五条第一項及び第九十三条第一項

六 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第三十四条の十七第二項第八号口

七 保険業法(平成七年法律第百五号)第二十八条第五号及び第九十五条第一項第十号口

八 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第六十一条第三項及び第七十五条第二項

九 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第六十一条第三項、第七十五条第一項及び第一百三十五条第三号

十 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百一十六号)第一条第二項、第十一条第八項及び第十九条第一項

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「弁護士」の下に「弁護士法人」を加える。

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第五十一条第二項

二 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第五十一条第二項

る法律(昭和二十五年法律第一百九十一号)第三十八条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第一十三条の二第一項

四 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十一号)第十一条の六第一項

五 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)第八条第一項

第六条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「弁護士又は」を「弁護士、弁護士法人又は」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「した弁護士」の下に「、弁護士法人」を、「二以上の」及び「一の」の下に「弁護士法人若しくは」を加える。

(通関業法の一部改正)

第七条 通関業法(昭和四十二年法律第百一十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「行なう職務」を「行う職務又は同法第三十条の五の規定により弁護士法人が行う業務」に改める。

九国立学校設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年五月三十一日

文教科学委員長 市川 一朗

参考議院議長 井上 裕殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立の大学における教育研究体制の整備を図るため、徳島大学医療技術短期大学部及び長崎大学医療技術短期大学部の項を削る。

第七条を削り、第六条の二を第七条とする。

第三条の五第二項の表の改正規定及び次項の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(施行期日)

1 この法律中第七条を削り、第六条の二を第七条とする改正規定は平成十四年四月一日から、第三条の五第二項の表の改正規定及び次項の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(徳島大学医療技術短期大学部及び長崎大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

2 徳島大学医療技術短期大学部及び長崎大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の五第二項の規定にかかるわらず、平成十七年三月三十一

は弁護士法人に」に、「弁護士の」を「弁護士又は弁護士法人の」に改める。

第四十九条第二項中「弁護士と」を「弁護士若しくは弁護士法人と」に、「弁護士が」を「弁護士若しくは弁護士法人が」に改める。

第六十三条及び第六十六条中「百万円」を「三百万円」に改める。

第六十八条中「二十万円」を「百万円」に改めること

第六十八条及び第六十六条中「百万円」を「三百万円」に改める。

第六十八条中「二十万円」を「百万円」に改めること

第六十八条及び第六十六条中「百万円」を「三百万円」に改める。

除しようとするものであり、妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行のため、平成十三年度国立学校特別会計予算に三百六十六万三千円が計上されている。

一、費用

本法施行のため、平成十三年度国立学校特別会計予算に三百六十六万三千円が計上されている。

日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

審査報告書

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年五月三十一日

経済産業委員長 加藤 紀文

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の経済社会の情報化の進展にかんがみ、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合に関する民法の特例を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案

右

平成十三年三月二十七日

内閣総理大臣 森 喜朗

(趣旨)
電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案
民法の特例に関する法律

第一条 この法律は、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があつた場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合に關し民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「電子消費者契約」とは、消費者と事業者との間で電磁的方法により電子計算機の映像面を介して締結される契約であつて、事業者又はその委託を受けた者が当該映像面に表示する手続に従つて消費者がその使用する電子計算機を用いて送信することによってその申込み又はその承諾の意思表示を行うものをいう。

第二条 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く)をいい、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

第三条 この法律において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

第四条 この法律において「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であつて、電磁的方法のうち契約の申込みに対する承諾をしようとする者が使用する電子計算機等(電子計算

機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機をいう。以下同じ。)と当該契約の申込みをした者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいう。

(趣旨)

機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機をいう。以下同じ。)と当該契約の申込みをした者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいう。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行前にその申込み又はその承諾の意思表示を行つた電子消費者契約については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に隔地者間の契約において発した電子承諾通知については、なお従前の例による。

審査報告書

不正競争防止法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年五月三十一日

経済産業委員長 加藤 紀文

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の経済社会の情報化の進展にかんがみ、不正の利益を得る目的又は他人に損害を加える目的で他人の特定商品等表示と同一又は類似のドメイン名の権利を取得する等の行為の停止及び予防を請求することができる」ととするとともに、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第一條 民法第五百一十六条第一項及び第五百二十七条の規定は、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については、適用しない。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 第二条第一項第十一号に掲げる不正競争

当該侵害に係るドメイン名の使用

第十四条を第十五条とする。

第十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条

第一号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第

三号中「第十条の二第一項」を「第十一条第一項」に

改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「経済産業省令」を「政令又は経済産

業省令」に改め、同条を第十三条とする。

第十二条を第十三条とする。

第十二条中「第十二号」を「第十一号」に改め、同条

第一号中「第十二号」を「第十三号」及び第

十五号」に、「同項第十二号及び第十四号」を「同項

第十三号及び第十五号」に改め、同条第一号中「第

十四号」を「第十五号」に改め、同条を第十二条と

する。

附則第十二条第一項中「第十二条第一項」に、

「第十二条第一項」に、「第十三号」を、「第

十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に、「第十

二条第一項」を「第十二条第一項」に、「又は第十

二号」を、「第十二号又は第十五号」に、「どあ

り、同法第十二条第一項第一号」を「とあり、同

法第十二条第一項第一号」に、「第十号及び第

十一号」を、「第十三号及び第十五号」に、「第二

号及び第十二号」を「第二号及び第十五号」に、

「第十三号第一号」を「第十四条第一号」に、「又

は第十二号」を「又は第十三号」に、「と、同法第十

一条第一項第一号」を「と、同法第十二条第一項

第一号」に、「同項第十号及び第十二号」を「同項

第十三号及び第十五号」に改める。

附則第六条中「第十号」を「第十三号」に、「第

十四条」を「第十五条」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

第五条第二項中「又は第十四号」を、「第十二号

又は第十五号」に改め、同項第四号中「第十二条第一

項第十四号」を「第十二条第一項第十五号」に改め、

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

第五条第二項中「第十二条第一項第十五号」を「第

二、施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第四条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改正す

る。

附則第十二条第一項中「第十二条第一項」を

「第十二条第一項」に、「第十三号」を、「第

十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に、「第十

二条第一項」を「第十二条第一項」に、「又は第十

二号」を、「第十二号又は第十五号」に、「どあ

り、同法第十二条第一項第一号」を「とあり、同

法第十二条第一項第一号」に、「第十号及び第

十一号」を、「第十三号及び第十五号」に、「第二

号及び第十二号」を「第二号及び第十五号」に、

「第十三号第一号」を「第十四条第一号」に、「又

は第十二号」を「又は第十三号」に、「と、同法第十

一条第一項第一号」を「と、同法第十二条第一項

第一号」に、「同項第十号及び第十二号」を「同項

第十三号及び第十五号」に改める。

附則第十六条中「第十号」を「第十三号」に、「第

十四条」を「第十五条」に改める。

第五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)

の一部を次のように改正する。

第一条第一項に、「第十三条第三号」を「第

二、委員会の決定の理由

本法律案は、倉庫業について、倉庫業者によ

る多様なサービスの提供を促進するため、参入

についての許可制度を登録制度に改め、料金事

前届出制を廃止する等の規制緩和措置を講ずる

とともに、倉庫を利用する消費者の利益を保護

するため、トランクルームの認定制度を創設す

る等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

倉庫業法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十三年四月十日

参議院議長 井上 裕殿
衆議院議長 締貫 民輔

倉庫業法の一部を改正する法律案

倉庫業法の一部を改正する法律案

倉庫業法(昭和三十一年法律第二百二十一号)の一
部を次のように改正する。

倉庫業法の一部を改正する法律案
倉庫業法(昭和三十一年法律第二百二十一号)の一
部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 倉庫業及び倉庫証券(第三条—第二十
四条)

第三章 トランクルームの認定(第二十五条—
第二十九条の九)
第四章 雜則(第二十五条の十一—第二十七条)
第五章 罰則(第二十八条—第三十二条)

附則
第一章 総則
第一条中「及び」を「を確保し、倉庫の利用者の
利益を保護するとともに」に改める。

第二条第二項中「一時預りその他の」を「そ
他の他の営業に付隨して行われる保管又は携帶品
の一時預りその他の比較的短期間に限り行われる
保管であつて、保管する物品の種類、保管の態
様、保管期間等からみて第六条第一項第四号の基
準に適合する施設又は設備を有する倉庫において
行うことが必要でないと認められるものとして」

に改め、同条中第二項を第四項とし、第二項の次
に次の二項を加える。

3 この法律で「トランクルーム」とは、その全部
又は一部を寄託を受けた個人(事業として又は
事業のために寄託契約の当事者となる場合にお
けるものを除く。以下「消費者」という。)の物品
の保管の用に供する倉庫をいう。

3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供し
なければならない。

(登録の拒否)
第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登
録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合
には、その登録を拒否しなければならない。
一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処
せられ、その執行を終わり、又は執行を受け
ることがなくなつた日から二年を経過しない
者であるとき。
二 申請者が第二十一条の規定による登録の取
消しを受け、その取消しの日から二年を経過
しない者であるとき。
三 申請者が法人である場合において、その役
員が前二号のいずれかに該当する者であると
き。

3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更を
したときは、その日から三十日以内に、その旨
を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受
理したときは、届出があつた事項を登録簿に登
録しなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準
用する。この場合において、第五条第一項中
「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」
と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とある
のは「第四号」と読み替えるものとする。

3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更を
したときは、その日から三十日以内に、その旨
を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受
理したときは、届出があつた事項を登録簿に登
録しなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準
用する。この場合において、第五条第一項中
「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」
と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とある
のは「第四号」と読み替えるものとする。

3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更を
したときは、その日から三十日以内に、その旨
を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受
理したときは、届出があつた事項を登録簿に登
録しなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準
用する。この場合において、第五条第一項中
「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」
と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とある
のは「第四号」と読み替えるものとする。

3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更を
したときは、その日から三十日以内に、その旨
を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受
理したときは、届出があつた事項を登録簿に登
録しなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準
用する。この場合において、第五条第一項中
「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」
と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とある
のは「第四号」と読み替えるものとする。

3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更を
したときは、その日から三十日以内に、その旨
を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受
理したときは、届出があつた事項を登録簿に登
録しなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準
用する。この場合において、第五条第一項中
「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」
と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とある
のは「第四号」と読み替えるものとする。

3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更を
したときは、その日から三十日以内に、その旨
を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受
理したときは、届出があつた事項を登録簿に登
録しなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準
用する。この場合において、第五条第一項中
「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」
と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とある
のは「第四号」と読み替えるものとする。

3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更を
したときは、その日から三十日以内に、その旨
を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受
理したときは、届出があつた事項を登録簿に登
録しなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準
用する。この場合において、第五条第一項中
「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」
と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とある
のは「第四号」と読み替えるものとする。

3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更を
したときは、その日から三十日以内に、その旨
を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受
理したときは、届出があつた事項を登録簿に登
録しなければならない。

第四号」を「第六条第一項第四号」に改め、同条第二項中「構造」を「施設」に、「第五条第四号」を「第六条第一項第四号」に、「保管する物品」を「倉庫」に改める。

第十三条に次の二項を加える。

4 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を当該倉庫業者の登録に付記しなければならない。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

(事業改善命令)

第十五条 国土交通大臣は、倉庫業者の事業について倉庫の利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該倉庫業者に対し、第八条第二項及び第十二条第二項に規定するものほか、料金の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(名義の利用等の禁止)

第十六条 倉庫業者は、その名義を他人に倉庫業のため利用させてはならない。

2 倉庫業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、倉庫業を他人にその名において経営させてはならない。

第十八条第三項中「第五条並びに第十三条第二項及び第三項」を「第十三条第二項から第四項まで」に改める。

第十九条第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第二十条の見出しを「(営業等の廃止)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 発券倉庫業者は、第十三条第一項の許可に係る業務を廃止したときは、その日から三十日以

内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

第二十一条の次に次の章名を付する。

第二章 トランクルームの認定
第二十五条の次に次の八条、章名及び一条を加える。

(認定の申請)

第二十五条の二 前条の認定を受けようとする者は、認定を受けようとするトランクルームとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十三条の見出しを「(登録等の条件)」に改め、同条第一項中「許可」を「登録、許可」に、「附し」を「付し」に改める。

2 第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

(登録等の抹消)

第二十四条 国土交通大臣は、第二十条第一項の規定による届出があつたとき、又は第二十一条の規定による登録の取消しをしたときは、当該倉庫業者の登録を抹消しなければならない。

2 第二十五条の規定により選任された倉庫管理主任者の氏名

六 その他の国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、トランクルームの図面その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

第二十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十五条の認定を受けることができない。

2 國土交通大臣は、第二十条第一項の規定による許可の取消しをしたときは、第十三条第四項に規定する付記を抹消しなければならない。

2 第二十五条の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

3 國土交通大臣は、第二十五条の二の規定による認定の申請が第一項の基準に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

受けことができる。

第二十四条の次に次の章名を付する。

第二章 トランクルームの認定

第二十五条の次に次の八条、章名及び一条を加える。

(認定の実施)

第二十五条の四 國土交通大臣は、第二十五条の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、第二十五条の認定をしてはならない。

2 当該トランクルームの施設及び設備が標準トランクルーム寄託約款と同等の内容である基準に適合するものであること。

2 当該トランクルームにおいて行われる保管又はこれよりも消費者に有利な内容を有するトランクルーム寄託約款に基づき行われるものであること。

3 前二号に掲げるもののほか、当該トランクルームにおいて行われる営業が消費者の利益を保護するために特に必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

3 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けられることなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

2 申請者が、第二十五条の九第一項の規定により当該申請者に係る認定がその効力を失つた日から二年を経過しない。

3 申請者が、第二十五条の九第一項の規定による認定の申請が第一項の基準に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

い者は又は同条第一項の規定による認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

(認定トランクルームの維持)
第一十五条の五 第二十五条の認定を受けたトランクルーム(以下「認定トランクルーム」という。)をその営業に使用する倉庫業者(以下「認定トランクルーム業者」という。)は、認定トランクルームを前条第一項の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 国土交通大臣は、認定トランクルームが前条

第一項の基準に適合していないと認める場合においては、当該トランクルームに係る認定トランクルーム業者に対し、期限を定めて当該トランクルームの改造その他当該トランクルームの是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(変更の届出等)

第二十五条の六 認定トランクルーム業者は、第

二十五条の二第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 國土交通大臣は、前二項の届出があつたとき

は、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
(名称の使用制限)
第二十五条の七 何人も、認定トランクルーム以外の倉庫について、認定トランクルーム若しくは優良トランクルームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。

(倉庫管理主任者に係る特例)

第一十五条の八 認定トランクルーム業者は、第十一條の規定にかかるらず、認定トランクルームに係る倉庫管理主任者の選任の方法について国土交通省令で定める基準に従つて倉庫管理主任者を選任することができる。

(認定の失効等)

第二十五条の九 認定トランクルーム業者が第二

十一條の規定により登録を取り消されたときは、当該認定トランクルーム業者に係るトランクルームの認定は、その効力を失う。

2 国土交通大臣は、認定トランクルーム業者が

次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

第一この法律、この法律に基づく処分又は登

録、許可若しくは認可に付した条件に違反したこと。

二 第二十五条の三第一号又は第三号に該当す

たとき。

三 不正な手段により第二十五条の認定を受けたとき。

国土交通大臣は、第一項の規定によりトランクルームの認定がその効力を失い、又は前項の規定によりトランクルームの認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

第四章 雜則
(倉庫業を営む者による人を誤認させる行為の禁止)
第二十五条の十 倉庫業を営む者以外の者は、そ

の行う営業が寄託を受けた物品の倉庫における保管を行つものであると人を誤認させるよう

表示、広告その他の行為をしてはならない。

2 国土交通大臣は、倉庫業を営む者以外の者に

対し、その行う営業が寄託を受けた物品の倉庫における保管を行つものであると人を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による届出をしないで營む者に改め、「倉庫業者」を削り、同条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則
第一二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三二十九条 第二十五条の六第一項の規定による命令に違反して倉庫業を営んだ者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第二十九条第一項の規定に違反してその名義を他人に倉庫業のため利用させた者

五 第二十九条第二項の規定に違反して倉庫業を他人にその名において経営させた者

六 第二十九条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第二十九条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第二十九条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第二十九条第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第二十九条第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第二十九条第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第二十九条第九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第二十九条第十項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第二十九条第十一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十五 第二十九条第十二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第二十九条第十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十七 第二十九条第十四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第二十九条第十五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十九 第二十九条第十六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十 第二十九条第十七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十一 第二十九条第十八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十二 第二十九条第十九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十三 第二十九条第二十項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十四 第二十九条第二十一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十五 第二十九条第二十二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十六 第二十九条第二十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十七 第二十九条第二十四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

又は第二十五条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第九条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の倉庫業法(以下「旧法」という。)第三条の許可を受けている者(以下「既存倉庫業者」という。)は、施行日にこの法律による改正後の倉庫業法(以下「新法」という。)第三条の登録を受けたものとみなす。

2 既存倉庫業者については、施行日から一年間は、新法第十二条の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に認定トランクルーム若しくは優良トランクルームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いている者について、施行日から六月間は、新法第二十五条の七の規定は、適用しない。

第三条 前条に定めるもののほか、施行日前に旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措

置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第六条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「第六条第二項」を削り、
「第五条第四号」を「第六条第一項第四号」に改め

る。

第一百一十七条第八項中「第六条第二項」を削る。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第七条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第四項中「第六条第二項」を削り、「第五条第四号」を「第六条第一項第四号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十一第一項の表の第十五号及び附則第十五条第三項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第九条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「第六条第二項」を削り、「第五条第四号」を「第六条第一項第四号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「認可」の下に「認定」を加える。

別表第一中 [登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項] を [登記、登

録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項] に改め、同表第三十八号を次のように改める。

三十八 倉庫業者の登録等	
(一) 倉庫業法第三条(登録)の倉庫業者の登録	登録件数 一件につき九万円
(二) の新設に係る変更登録(倉庫の変更登録等)の登録	倉庫の数 一個につき三万円
(三) 倉庫業法第二十五条(トランクルームの認定)の認定	トランクルームの数 一個につき一円

による大気の汚染の現況にかんがみ、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気の汚染の防止を図るため、自動車排出粒子状物質について、その総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、排出量に関する基準を定めるとともに、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための措置の拡充等を行おうとするものであって、妥当な措置と認められる。

別表第一第十三号中「第六条第一項(料金)」を「第七条第一項(変更登録等)」に、「(營業の許可)」を「(登録)」に、「許可」を「登録」に改める。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年五月三十一日 本法施行のため、特に費用を要しない。

一、費用
附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、大都市地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等による大気汚染については、その改善が遅れ、依然として深刻な状況にあることを反省し、できるだけ早期に環境基準が達成できるよう最善を尽くすこと。

参考議長 井上 裕殿

環境委員長 吉川 春子

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

第十一条第一項中「特定地域」を「窒素酸化物対策地域」に改め、同条を第十二条とする。

第十一条第一項及び第二項中「特定地域」を「窒素酸化物対策地域」に改め、同条を第十二条とする。

第九条の見出し中「総量削減計画」を「窒素酸化物総量削減計画等」に改め、同条中「総量削減計画」を「窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画」に改め、同条を第十二条とする。

第八条第一項中「第六条第一項」の下に「又は第八条第一項」を加え、「特定地域」を「窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域」に、「総量削減計画」を「窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画」に改め、同条を第十条とする。

第七条の次に次の二条を加える。

(粒子状物質総量削減基本方針)

第八条 国は、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法第三条第一項若しくは第三項若しくは第四条第一項の排出基準又は

同法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準、同法第十八条の三の基準、同法第十八条の五の敷地境界基準、同法第十八条の十

四の作業基準及び同法第十九条の規定による措置並びにスペイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成一年法律第五十五号)

第五条第一項の規定による指定のみによつては環境基本法第十六条第一項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準(浮遊粒子状物質に係るものに限る。次条第二項第三号において「浮遊粒子状物質に係る

大気環境基準」という。)の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域

(以下「粒子状物質対策地域」という。)について、自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(以下「粒子状物質総量削減基本方針」という。)を定めるものとする。

2 粒子状物質総量削減計画においては、自動車排出粒子状物質の総量に占める第2号に掲げる総量の割合、自動車の交通量及びその見通し、自動車排出粒子状物質及び自動車以外の粒子状物質の発生源における粒子状物質の排出状況並びに原因物質粒子状物質以外の物質で浮遊粒子状物質の生成の原因となるものをいう。第一号及び第三号において同じ。)の排出状況の推移等を勘案し、政令で定めるところにより、第四号及び第五号に掲げる事項を定めるものとする。

3 前号に掲げるもののほか、粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する重要な事項

三 前号に掲げるもののほか、粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する重要な事項

4 第六条第三項の規定は都道府県の区域のうちに第一項の政令で定める地域の要件に該当すると認められる一定の地域がある場合について、同条第四項の規定は第一項の地域を定めて、同条第五項から第七項までの規定は粒子状物質総量削減基本方針の策定及び変更について準用する。

5 第六条第二項第一号中「策定」の下に「、第十五条第一項の判断の基準となるべき事項の策定」を加える。

第六条第二項第一号中「策定」の下に「、第十七条第三項中「の承認を受けなければ」を「に協議し、その同意を得なければ」に改め、同条第四項中「承認」を「同意」に改める。

第七条第三項中「の承認を受けなければ」を「に協議し、その同意を得なければ」に改め、同条第四項中「承認」を「同意」に改める。

第八条第一項の見出しを「(窒素酸化物排出基準)」に改め、同条第一項の判断の基準となるべき事項の策定」を加える。

第八条第一項の見出しを「(窒素酸化物排出基準)」に改め、同条第一項を次のように改める。

環境大臣は、自動車の種類、排出状況(窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出状況を

2 粒子状物質総量削減計画は、当該粒子状物質対策地域について、第一号に掲げる総量を第三号に掲げる総量までに削減させることを目的として、第一号に掲げる総量に占める第二号に掲げる総量の割合、自動車の交通量及びその見通し、自動車排出粒子状物質及び自動車以外の粒子状物質の発生源における粒子状物質の排出状況並びに原因物質粒子状物質以外の物質で浮遊粒子状物質の生成の原因となるものをいう。第一号及び第三号において同じ。)の排出状況の推移等を勘案し、政令で定めるところにより、第四号及び第五号に掲げる事項を定めるものとする。

3 第七条第三項から第五項までの規定は、粒子状物質総量削減計画の策定及び変更について準用する。

第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「窒素酸化物排出基準」の下に「及び粒子状物質排出基準」を加え、「事業活動に係る自動車の使用に関する窒素酸化物を「事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質」に改める。

第四条第一項中「事業活動に係る自動車の使用に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質」に改める。

第五条第一項の「事業活動に係る自動車の使用に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずることにより、自動車排出窒素酸化物等の排出が抑制される」を「事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずる」に改める。

第六条第二項第一号中「策定」の下に「、第十五条第一項の判断の基準となるべき事項の策定」を加える。

第七条第三項中「の承認を受けなければ」を「に協議し、その同意を得なければ」に改め、同条第四項中「承認」を「同意」に改める。

第八条第一項の見出しを「(窒素酸化物排出基準)」に改め、同条第一項を次のように改める。

環境大臣は、自動車の種類、排出状況(窒

5 計画の達成の期間及び方途

第六条第三項から第五項までの規定は、粒子状物質総量削減計画の策定及び変更について準用する。

第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「窒素酸化物排出基準」の下に「及び粒子状物質排出基準」を加え、「事業活動に係る自動車の使用に関する窒素酸化物を「事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質」に改める。

第四条第一項中「事業活動に係る自動車の使用に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質」に改める。

第五条第一項の「事業活動に係る自動車の使用に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずることにより、自動車排出窒素酸化物等の排出が抑制される」を「事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずる」に改める。

第六条第二項第一号中「策定」の下に「、第十五条第一項の判断の基準となるべき事項の策定」を加える。

第七条第三項中「の承認を受けなければ」を「に協議し、その同意を得なければ」に改め、同条第四項中「承認」を「同意」に改める。

第八条第一項の見出しを「(窒素酸化物排出基準)」に改め、同条第一項を次のように改める。

環境大臣は、自動車の種類、排出状況(窒

量(中間目標としての削減目標量を定める)場合にあっては、その削減目標量を含む。)

2 第二号に掲げる総量についての削減目標量(中間目標としての削減目標量を定める)場合にあっては、その削減目標量を含む。)

3 第七条第三項から第五項までの規定は、粒子状物質総量削減計画の策定及び変更について準用する。

第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「窒素酸化物排出基準」の下に「及び粒子状物質排出基準」を加え、「事業活動に係る自動車の使用に関する窒素酸化物を「事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質」に改める。

第四条第一項中「事業活動に係る自動車の使用に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質」に改める。

第五条第一項の「事業活動に係る自動車の使用に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずることにより、自動車排出窒素酸化物等の排出が抑制される」を「事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずる」に改める。

第六条第二項第一号中「策定」の下に「、第十五条第一項の判断の基準となるべき事項の策定」を加える。

第七条第三項中「の承認を受けなければ」を「に協議し、その同意を得なければ」に改め、同条第四項中「承認」を「同意」に改める。

第八条第一項の見出しを「(窒素酸化物排出基準)」に改め、同条第一項を次のように改める。

環境大臣は、自動車の種類、排出状況(窒

いう。第十七条において同じ。等を勘案し、環境省令で、窒素酸化物排出自動車(その運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物が窒素酸化物対策地域における大気の汚染の主要原因となるものとして政令で定める自動車であって、窒素酸化物対策地域内に使用的本拠の位置を有するものをいう。次項及び同条において同じ。)にあっては窒素酸化物の排出量に関する基準(以下「窒素酸化物排出基準」という。)を、粒子状物質排出自動車(その運行に伴って排出される自動車排出粒子状物質が粒子状物質対策地域における大気の汚染の主要原因となるものとして政令で定める自動車であって、粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有するものをいう。同項及び同条において同じ。)にあっては粒子状物質の排出量に関する基準(以下「粒子状物質排出基準」という。)を定めなければならない。

第十二条第二項中「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準」といふ。)を定めなければならない。

第十二条第二項中「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準」、「特定自動車の」を「窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車」に改め、「自動車排出窒素酸化物」を「自動車排出窒素酸化物等」に、「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準」に改める。

第十五条を次のように改める。

(事業者の判断の基準となるべき事項)

第十五条 製造業、運輸業その他の事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、第一項に規定する判断の基準となるべき事項に関し、事業所管大臣に対し、意見を述べることができる。

第十九条を削る。

第十八条中「経過措置」の下に「(罰則に関する経過措置を含む。)」を加え、同条を第二十六条とし、同条の次に次の四条を加える。

(主務省令)

第二十七条 この法律において主務省令は、環境大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

(罰則)

第二十八条 第十九条第三項(第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、五十

万円以下の罰金に処する。

(指導及び助言)

第十六条 都道府県知事は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要な措置を勘案して、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

(事業者による計画の作成)

第十七条 窒素酸化物排出自動車、粒子状物質排出自動車その他の窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に使用的本拠の位置を有する自動車であって、政令で定めるもの(以下この条において「対象自動車」という。)

3 第一項の規定は、前条第一項の粒子状物質

対策地域における大気の汚染の主要原因となるものとして政令で定める自動車について適用する。この場合において、第一項中「窒素酸化物対策地域」とあるのは「粒子状物質対策地域」と、「窒素酸化物排出基準」とあるのは「粒子状物質排出基準」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、前項において準用する第一項の区分又は期間を定める政令について準用する。

第十四条の見出し中「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準等」に改め、同条中「自動車排出窒素酸化物」を「自動車排出窒素酸化物等」に、「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準」に改める。

第十五条を次のように改める。

(事業者の判断の基準となるべき事項)

第十五条 製造業、運輸業その他の事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、第一項に規定する判断の基準となるべき事項に関し、事業所管大臣に対し、意見を述べることができる。

第十九条を削る。

第十八条中「経過措置」の下に「(罰則に関する経過措置を含む。)」を加え、同条を第二十六条とし、同条の次に次の八条を加える。

(指導及び助言)

第十六条 都道府県知事は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要な措置を勘案して、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

(事業者による計画の作成)

第十七条 窒素酸化物排出自動車、粒子状物質

動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改正をするものとする。

3 事業所管大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 環境大臣は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、第一項に規定する判断の基準となるべき事項に関し、事業所管大臣に対し、意見を述べることができる。

第十八条中「経過措置」の下に「(罰則に関する経過措置を含む。)」を加え、同条を第二十六条とし、同条の次に次の八条を加える。

(指導及び助言)

第十六条 都道府県知事は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要な措置を勘案して、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

(事業者による計画の作成)

第十七条 窒素酸化物排出自動車、粒子状物質

による提出をしなかった者

二 第十八条又は第二十条第一項(これらの規定を第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十条第一項(第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第十七条を第二十五条とし、第十六条を第二十四条とし、第十五条の次に次の八条を加える。

第十八条中「経過措置」の下に「(罰則に関する経過措置を含む。)」を加え、同条を第二十六条とし、同条の次に次の四条を加える。

(主務省令)

第二十七条 この法律において主務省令は、環境大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

(罰則)

第二十八条 第十九条第三項(第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、五十

万円以下の罰金に処する。

(指導及び助言)

第十六条 都道府県知事は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要な措置を勘案して、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

(事業者による計画の作成)

第十七条 窒素酸化物排出自動車、粒子状物質

を使用する事業者は、その対象自動車のうち、排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以上のものが一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するときは、

主務省令で定めるところにより、第十五条第

一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であって、その一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車(以下この条及び第十九条第一項において「特定自動車」という。)に係るもの実施に関する計画を作成し、当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事に提出しなければならない。

(定期の報告)

第十八条 前条の規定により同条の計画を作成すべき事業者(次条及び第二十条第一項において「特定事業者」という。)は、毎年、主務省令で定めるところにより、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に關し、主務省令で定めるところにより、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための実施に関する計画を作成し、当該特定事業者の本拠の位置の属する都道府県の知事に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第十九条 都道府県知事は、特定事業者の事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、特定自動車に係るもの抑制が第十五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、その事業活動に伴う自動車排

出窒素酸化物等の排出であって、特定自動車に係るもの抑制に關し必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による通知があった場合において講じた措置を、環境大臣に通知するものとする。

(自動車運送事業者等に関する特例)

第二十二条 道路運送法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の規定による自動車運送事業者及び貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十一号)の規定による第一種利用運送事業を経営する者に対する第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定の適用については、第十六条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項中「都道府県知事」とあり、並びに第十七条中「当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同条及び第十八条中「主務省令」とあるのは「環境省令、国土交通省令」とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による同条の適用される第十七条の規定による同条の計画の提出又は同項の規定により読み替えて適用される第十八条の規定による報告があつたときは、遅滞なく、環境省令、国土交通省令で定めるところにより、その内容を環境大臣及び関係都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、陸運支局長に委任することができる。

2 前項の規定により読み替えて適用される第十八条の規定による報告があつたときは、遅滞なく、環境省令、国土交通省令で定めるところにより、その内容を環境大臣及び関係都道府県知事に通知するものとする。

2 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条のうち自動車から排出される窒素酸

化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七条の次に二条を加える改正

規定中同法第八条第三項(第六条第三項、第四項、第五項(案の作成に係る部分に限る。)及び第六項の準用に係る部分に限る。)に係る

部分 公布の日

臣に対し、第一項の規定により読み替えて適用される第十六条、第十九条又は第二十条第一項の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

2 環境大臣は、前項の規定による通知があつたときは、当該通知に係る事項を事業所管大臣に通知するものとする。

3 環境大臣又は窒素酸化物対策地域若しくは粒子状物質対策地域をその区域の全部若しくは一部とする都道府県の知事は、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、国土交通大

二 第一条中自動車から排出される窒素酸化物

及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第二項第一号

の改正規定、同法第八条第二項第二号の改正規定、同法第十一條第三項の改正規定、同法

第十三条に二項を加える改正規定(第四項に係る部分に限る)及び同法第十五条の改正規定(第三項に係る部分に限る)。公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定(前号に掲げる規定を除く)並びに次条及び附則第五条の規定。公布的日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)
第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七条第三項(同条第六項及び第九条第一項)を含む。」の下に「並びに第九条第三項を、「含む。」の下に「並びに第九条第一項」を加える。

第五条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の項中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を、「同条第六項」の下に「及び第九条第三項を、「含む。」の下に「並びに第九条第一項」を加える。

第六条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の項を削る。

第三条 前条第二号に掲げる規定の施行の日前に用する場合を含む。)の規定によりされた承認又は同号に掲げる規定の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請は、それぞれ第二条の規定による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七条第三項(同条第六項及び第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(検討)
第三条 政府は、窒素酸化物総量削減基本方針において定める窒素酸化物対策地域における自動

要領書

十四号の一部を次のように改正する。

第八条中「十六万七千三百八十三人」を「十六

万三千七百八十四人」に、「二十六万二千七十三人」を「二十五万八千五百八十一人」に改める。

第一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

自衛隊法の一部改正
本法律案は、防衛庁の任務の円滑な遂行を図

るため、自衛官であつた者以外の者から採用され、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

予備自衛官を災害招集命令により招集すること

ができる」ととともに、自衛官以外の隊員について任期を定めた採用及び任期を定めて

採用された隊員の給与の特例に関する事項を定め、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めようとするものであって、おむね妥当な措置と認める。

第二条 「予備自衛官及び即応予備自衛官」を「予備自衛官等」に、「第二款 即応予備自衛官(第七十五条の二一第七十五条の八)」を「第一款 即応予備自衛官(第七十五条の二一第七十五条の九)」に改める。

第三十三条中「即応予備自衛官」の下に「、予備自衛官補」を加える。

第三十四条中「及び即応予備自衛官」を「、即応予備自衛官及び予備自衛官補」に改める。

第三十六条の四第一項中「第三十六条の二第一項第一号」を「第三十六条の六第一項第一号」に改め、同条を第三十六条の八とする。

第三十六条の三を第三十六条の七とする。

第一項中「第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)」を「任命権者」に改め、「隊員を除く」の下に「。第四項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第三十六条の二から前条までの規定は、自衛官以外の隊員であつて研究業務に従事するものについては、適用しない。

第三十六条の二を第三十六条の六とし、同条の前に見出しとして「(研究員の任期を定めた採用)」を付する。

車排出窒素酸化物の総量の削減に関する目標及
び粒子状物質総量削減基本方針において定める
粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状
物質の総量の削減に関する目標の達成状況に応
じ、この法律による改正後の規定に検討を加
え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも
のとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)の一部を次のように改正する。

別表第一 自動車から排出される窒素酸化物の
特定地域における総量の削減等に関する特別措
置法(平成四年法律第七十号)の項中「窒素酸化
物」の下に「及び粒子状物質」を、「同条第六項」
の下に「及び第九条第三項を、「含む。」の下に
「並びに第九条第一項」を加える。

第五条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一 自動車から排出される窒素酸化物及び
粒子状物質の特定地域における総量の削減等
に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の
項を削る。

第六条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一 自動車から排出される窒素酸化物及び
粒子状物質の特定地域における総量の削減等
に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の
項を削る。

第七条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一 自動車から排出される窒素酸化物及び
粒子状物質の特定地域における総量の削減等
に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の
項を削る。

第八条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一 自動車から排出される窒素酸化物及び
粒子状物質の特定地域における総量の削減等
に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の
項を削る。

第九条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一 自動車から排出される窒素酸化物及び
粒子状物質の特定地域における総量の削減等
に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の
項を削る。

第十条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一 自動車から排出される窒素酸化物及び
粒子状物質の特定地域における総量の削減等
に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の
項を削る。

第十一条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一 自動車から排出される窒素酸化物及び
粒子状物質の特定地域における総量の削減等
に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の
項を削る。

第十二条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一 自動車から排出される窒素酸化物及び
粒子状物質の特定地域における総量の削減等
に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の
項を削る。

第十三条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一 自動車から排出される窒素酸化物及び
粒子状物質の特定地域における総量の削減等
に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の
項を削る。

第十四条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一 自動車から排出される窒素酸化物及び
粒子状物質の特定地域における総量の削減等
に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の
項を削る。

第十五条 地方自治法の一部を次のように改正す

る。
別表第一 自動車から排出される窒素酸化物及び
粒子状物質の特定地域における総量の削減等
に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の
項を削る。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 防衛庁

三一

第三十六条の次に次の四条を加える。

(自衛官以外の隊員の任期を定めた採用)

第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)は、第三十五条の規定にかかるわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、長官の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員(法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて同じ。)を採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、長官の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員を採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する自衛官以外の隊員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることができることとされることが適任と認められる自衛官以外の隊員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する

技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する政令で定める場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

た趣旨に反しない場合に限り、長官の承認を得て、任期付隊員を、その任期中、他の官職に任用することができる。

「第五節 予備自衛官及び即応予備自衛官」を「第六十六条第一項中「第七十条第一項」を「第五節 予備自衛官等」に改める。

第七十条第一項各号に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改める。

「第六十七條の見出しを「採用等」に改め、同条第一項中「自衛官であった者」の下に「又は次項第一項中「自衛官であった者」の下に「又は次項の規定により予備自衛官に任用されたことがある者」を加え、同条第二項中「採用された」を「前二項の規定により任用された」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

一 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合は事態が緊迫し、必要があると認めるとき 防衛招集命令書による

二 第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合において、特に必要があると認めるとき 災害招集命令書による

第三十六条の四 任命権者は、第三十六条の二各項の規定により任期を定めて採用された自衛官以外の隊員(次条において「任期付隊員」という。)の任期が五年に満たない場合においては、長官の承認を得て、採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前項の規定によるもののはか、第七十五条の九第一項に規定する教育訓練のすべてを修了した者は、修了の日の翌日に予備自衛官に任用されるものとする。

第六十八条第一項中「予備自衛官に採用された」を「前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された」に、「採用の」を「任用の」に改め、同条第二項中「第七十条第一項」を第七十条第一項各号に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、同条第三項中「第七十条第一項」を「第七十条第一項各号」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、同条第四項中「第七十条第一項」を「第七十条第一項各号」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、同条第五項中「第七十条第一項」を「第七十条第一項各号」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、同条第六項中「第七十条第一項」を「第七十条第一項各号」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、同条第七項中「第七十条第一項」を「第七十条第一項各号」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、同条第八項中「第七十条第一項」を「第七十条第一項各号」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、「次項」の下に「の規定による」を「の規定による」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、「防衛招集の」を「招集の」に、「防衛招集」を「招集」に改め、同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 長官は、第六項の規定により招集を解除す

第三十六条の四 任命権者は、第三十六条の二各項の規定により任期を定めて採用された自衛官以外の隊員(次条において「任期付隊員」という。)の任期が五年に満たない場合においては、長官の承認を得て、採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

第三十六条の五 任命権者は、任期付隊員が採用時に占めていた官職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行なうことをその職務の主たる内容とする他の官職

「招集命令」に、「採用され、又は引き続き任用された日から起算して三年を経過した」を「とある招集命令を受けた場合又は第九項」を加え、同条第八項中「防衛招集」を「招集」に改め、「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、「次項」の下に「の規定による」を「の規定による」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、「防衛招集の」を「招集の」に、「防衛招集」を「招集」に改め、同条第七項中「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、「次項」の下に「の規定による」を「の規定による」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、「防衛招集の」を「招集の」に、「防衛招集」を「招集」に改め、「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、「次項」を加え、同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 長官は、第六項の規定により招集を解除す

る場合において、新たに第一項各号に掲げる場合に該当するときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。この場合において、当該招集命令を受けた自衛官は、同項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつたものとする。

第七十二条中「第七十条第一項」を「第七十条第一項各号」に改め、「防衛招集命令書及び」の下に「災害招集命令書並びに」を、「防衛招集命令及び」の下に「災害招集命令並びに」を、「防衛招集及び」の下に「災害招集並びに」を加える。

第七十四条第二項中「防衛招集」の下に「若しくは災害招集」を加え、「来たす」を「来す」に改める。

第七十五条の二第一項中「四千八百八十九人」を「五千七百一十三人」に改める。

第七十五条の四第五項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第七項中「及び第八項」を「及び第九項」に、「第一項」を「第一項各号」に、「防衛招集命令」とあるのは「招集命令」と、「又は防衛招集」とあるのは「又は招集」と、同条第八項を「同条第九項」に改め、「防衛招集」とあるのは「招集」とを削る。

第七十五条の八中「第六十七条」を「第六十七一条第一項及び第三項、第六十八条」に、「及び第七十三条」を「並びに第七十三条」に、「第六十八條第二項」を「第六十七條第三項中「前二項」の規定により任用された」とあるのは「採用された」と、第六十八条第一項中「前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された」とある

のは「即応予備自衛官に採用された」と、「任

用の」とあるのは「採用の」と、同条第一項に、「第七十条第一項の規定による防衛招集命令」を「第七十条第一項各号」に改め、「の規定による招集命令」を削り、「防衛招集」とを「防衛招集若しくは災害招集」と改める。

第五章第五節に次の一款を加える。

(第三款 予備自衛官補)

第七十五条の九 予備自衛官補は、第七十五条の十一第一項に規定する教育訓練招集命令により招集された場合において、予備自衛官として必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を受けるものとする。

2 予備自衛官補の員数は、防衛庁の職員の定員外とする。

(教育訓練の修了期限等)

第七十五条の十 予備自衛官補は、採用の日から起算して三年を超えない範囲内で長官の定める期限までに、前条第一項に規定する教育訓練のすべてを修了するものとする。ただし、長官又はその委任を受けた者は、当該期限後一年以内に修了する見込みがあると認められる予備自衛官補について、一年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。

(委任規定)

第七十五条の十一 前条に規定するもののほか、同条第一項に規定する教育訓練招集命令書に記載すべき事項、予備自衛官補に対する教育訓練招集命令の手続その他予備自衛官補の教育訓練招集に関し必要な事項は、政令で定める。

(第四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「第三十六条の二第一項第一号」を「第三十六条の六第一項第一号」に、「即応予備自衛官及び予備自衛官補」に改める。)

第七十五条の十三 第六十九条の二第二項及び第三項、第七十三条、第七十四条並びに第七

(教育訓練招集)

第七十五条の十一 長官は、所要の教育訓練を行ふため、各回ことに招集期間を定めて、予備自衛官補に対し、教育訓練招集命令書によつて、教育訓練招集命令を発することができ

る。

2 前項の教育訓練招集命令を受けた予備自衛官補は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、教育訓練招集に応じなければならない。

3 第一項の招集期間は、一年を通じて五十日を超えないものとする。

4 第七十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による教育訓練招集命令を受けた予備自衛官補について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七十五条の十一第一項」と、「訓練招集命令」と読み替えるものとする。

第七十五条の十一第一項と、「訓練招集命令」とあるのは「教育訓練招集」と、「訓練招集命令」とあるのは「教育訓練招集」を「訓練招集」に改め、「即応予備自衛官」の下に「並びに教育訓練招集に応じている予備自衛

訓練招集」とあるのは「教育訓練招集」と、第七十五条第一項ただし書中「第七十一条第一項」と、「訓練招集命令」とあるのは「教育訓練招集」と、「訓練招集命令」と読み替えるものとする。

(准用)

第七十五条の十二 前条に規定するもののほか、同条第一項に規定する教育訓練招集命令書に記載すべき事項、予備自衛官補に対する教育訓練招集命令の手続その他予備自衛官補の教育訓練招集に関し必要な事項は、政令で定める。

第三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び即応予備自衛官」を「即応予備自衛官及び予備自衛官補」に改める。

第四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「第三十六条の二第一項第一号」を「第三十六条の六第一項第一号」に、「第三十六条の二第一項第二号」を「第三十

十五条第一項の規定は、予備自衛官補について準用する。この場合において、第六十九条の二第二項中「第七十二条」とあるのは「第七十五条の十一」と、「訓練招集命令」とあるのは「教育訓練招集」と、「訓練に従事する」とあるのは「教育訓練を受ける」と、第七十四条第一項中「防衛招集若しくは災害招集又は

訓練招集」とあるのは「教育訓練招集」と、第七十五条第一項ただし書中「第七十一条第一項」と、「訓練招集命令」とあるのは「教育訓練招集」と、「訓練招集命令」と読み替えるものとする。

第七十五条第一項第一号中「並びに訓練招集」を「訓練招集」に改め、「即応予備自衛官」の下に「並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補」を加える。

第七十五条第一項中「各号の一」を「各号のいづれか」に、「禁」を「禁錮」に改め、同項第四号中「第七十条第一項」を「第七十条第一項第一号」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び即応予備自衛官」を「即応予備自衛官及び予備自衛官補」に改める。

第三条第一項に規定する教育訓練招集命令書に記載すべき事項、予備自衛官補に対する教育訓練招集命令の手続その他予備自衛官補の教育訓練招集に関し必要な事項は、政令で定める。

第三条第一項中「及び即応予備自衛官」を「即応予備自衛官及び予備自衛官補」に改める。

第四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「第三十六条の二第一項第一号」を「第三十六条の六第一項第一号」に、「第三十六条の二第一項第二号」を「第三十

六条の六第一項第二号に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、防衛参事官等

又は事務官等のうち自衛隊法第三十六条の二

第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第七条第一項の俸給表に定める額の俸給を支給する。

第四条の二第一項中「事務官等並びに」の下に「特定任期付職員」を加える。

第五条第一項中「新たに職員(次条の規定の適用を受ける職員)の下に「特定任期付職員」を加える。

第六条の次に次の二条を加える。

第六条の二 特定任期付職員の俸給月額は、その者が従事する業務に応じて、政令で定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で、決定する。

2 長官は、特定任期付職員について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に掲げる俸給月額により難いときは、第四条第三項及び前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を得て、かつ、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(一般職給与法別表第十の十二号俸の額未

満の額に限る。)又は一般職給与法別表第十の二号俸の額に相当する額とすることができる。

第七条第一項中「第三十六条の二第一項第一号」を「第三十六条の六第一項第一号」に改め、同条第二項中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改め、同条第二項中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

第十四条第一項中「第十一条の四、」を「第十一号」を「第三十六条の六第一項第一号」に改め、同条第二項中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

第十七条第一項中「第七条第一項の俸給表」と、同条並びに同法に、「第三十六条の二第一項第一号」を「第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号」に改める。

第十八条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号に改める。

第十八条の四を第十八条の五とし、第十八条の三の次に次の二条を加える。

(特定任期付職員業績手当)

第十八条の四 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、一

般職の国家公務員の例により、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

第二十二条第一項中「予備自衛官等及び」を

集に応じて「予備自衛官等及び」を改める。

第十二条の二第三項中「規定は、」の下に「特定期付職員及び」を加える。

第二十四条の四中「予備自衛官等」を「予備自衛官及び即応予備自衛官」に改める。

第二十五条の五中「前三条」を「二十四条の十号」の一部を次のように改正する。

第一项第一項中「要しない者」の下に「(同法第

四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを除く。」を加え、同条第二項

「訓練招集手当及び教育訓練招集手当」に改め、同条を第二十四条の六とする。

第二十四条の四の次に次の二条を加える。

第二十八条の三中「予備自衛官等が訓練招集」号を「第三十六条の六第一項第一号」に改め、同条並びに同法に、「第三十六条の二第一項第一号」とい

う。)第七条第一項の俸給表に定める額の俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第七条第一項の俸給表」と、同条並びに同法に、「第三十六条の二第一項第一号」を「第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号」に改める。

第二十八条の三中「予備自衛官及び即応予備自衛官が訓練招集」号を「第三十六条の六第一項第一号」に改め、「第六十七号第二項」を「第六十七号第三項」に改め、「第六十七号第二項」を「第六十七号第三項」に改め、「者が自衛官」の下に「であつた者である場合において、当該俸給月額が当該自衛官」を加え、「当該予備自衛官等」を「その者」に改め、同条に次の二項を加える。

2 予備自衛官が教育訓練招集中に応じている期間中の職務に起因する傷病によりその職に堪えないと退職したとき、又は教育訓練招集中に応じて死亡したときは、その者に対して、又は国家公務員退職手当法第十一条の規定の例によりその遺族に対して、退職手当として、別表第二の二等陸士、二等海士及び二等空士の俸給の幅の最低の号俸による俸給月額に相当する額を支給する。ただし、その者が国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給を受けれる者である場合においては、この限りでない。

(自衛隊員倫理法の一部改正)

1 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法第三十六条の四第一項の改正規定、同法第三十六条の八とする改正規定、同法第三十六条の三を同法第三十六条の七とする改正規定、同法第三十六条の二の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同条を同法第三十六条の六とし、同条の前に見出しが付する改正規定及び同法第三十六条の次に四条を加える改正規定並びに第三条(防衛庁の職員の給与等に関する法律第三条第一項、第二十二条第一項、第二十四条の四及び第二十四条の五の改正規定、同条を同法第二十四条の六とする改正規定、同法第二十四条の四の次に一条

第十一号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一 給与法第四条第三項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第十二条において「一般職任期付職員法」とい

う。)第七条第一項の俸給表に定める額の俸給を受ける自衛隊員

第二条第三項中第三号を「第四号」とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 給与法第四条第三項の規定により一般職任期付職員法第七条第一項の俸給表に定める額の俸給(同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける自衛隊員

第二条第三項中第三号を「第四号」とし、第二号の次に次の二号を加える。

四 給与法第四条第三項の規定により一般職

任期付職員法第七条第一項の俸給表に定め

る額の俸給(同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける自衛隊員

第二条第三項中第三号を「第四号」とし、第二号の次に次の二号を加える。

五 給与法第四条第三項の規定により一般職

任期付職員法第七条第一項の俸給表に定め

る額の俸給(同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける自衛隊員

第二条第三項中第三号を「第四号」とし、第二号の次に次の二号を加える。

六 給与法第四条第三項の規定により一般職

任期付職員法第七条第一項の俸給表に定め

る額の俸給(同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける自衛隊員

第二条第三項中第三号を「第四号」とし、第二号の次に次の二号を加える。

七 給与法第四条第三項の規定により一般職

任期付職員法第七条第一項の俸給表に定め

る額の俸給(同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける自衛隊員

第二条第三項中第三号を「第四号」とし、第二号の次に次の二号を加える。

八 給与法第四条第三項の規定により一般職

任期付職員法第七条第一項の俸給表に定め

を加える改正規定並びに同法第二十八条の三の改正規定に係る部分を除く。」、第四条及び附則第三項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(政治資金規正法の一部改正)

- 2 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の九第一項第四号中「及び同法」を

「、同法」に改め、「即応予備自衛官」の下に「及び同法第七十五条の十一第一項の規定による教育訓練募集命令により招集されている者以外の予備自衛官補」を加える。

(弁護士法の一部改正)

- 3 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「規定する任期付職員」の下に「若しくは自衛隊法(昭和二十九年法律第六百十五号)第三十六条の四第一項に規定する任期付隊員」を加える。

(研究交流促進法の一部改正)

- 4 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「同項に規定する俸給表」の下に「(次号において「任期付職員俸給表」という。)」を加え、同項第二号中「別表第八に定める額の俸給が支給される職員」を加え、「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

- 5 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務

時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第三十六条の二第一項第二号」を「第三十六条の六第一項第二号」に改める。

日程第一 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名 投票者氏名

日程第一 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名 投票者氏名

日程第一 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

反対者氏名 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十三年六月一日 参議院会議録第一千八号

投票者氏名

中川	義雄君	享詳君	中曾根弘文君	鶴保庸介君
仲道	俊哉君	吉宏君	南野知惠子君	成瀬守重君
西田	赳君		野沢太三君	
橋本	聖子君		日出英輔君	
野間			松谷蒼一郎君	
仲道	俊哉君	吉宏君	溝手顯正君	
西田	赳君		森下博之君	
橋本	聖子君		森山裕君	
星野	朋市君		柳川覺治君	
服部	三男雄君		山下英利君	
星野	朋市君		吉川芳男君	
松田	岩夫君		脇雅史君	
宮崎			浅尾慶一郎君	
松田			今泉昭君	
森田	秀樹君		江田五月君	
矢野	哲朗君		岡崎トミ子君	
森田	次夫君		川橋幸子君	
山内	俊夫君		北澤俊美君	
山下	善彦君		佐藤雄平君	
吉村剛太郎君			小宮山洋子君	
足立	良平君			
今井	澄君			
海野	徹君			
江本	孟紀君			
勝木	健司君			
木俣	佳文君			
郡司	彰君			
佐藤	泰介君			
千葉	景子君			
高嶋	良充君			
齋藤	勁君			
内藤	正光君			
長谷川	清君			
福山	哲郎君			
峰崎	達郎君			
堀	利和君			
松前				
直樹君				
本岡				
昭次君				

山下八洲夫君 築瀬 進君
荒木 清寛君 海野 義孝君 沢 たまき君
但馬 久美君 鶴岡 洋君
浜四津敏子君 弘友 和夫君
松 あきら君 井上 美代君
市田 忠義君 山下 栄一君
緒方 靖夫君 笠井 亮君
小泉 親司君 大門美紀史君
西山登紀子君 畑野 君枝君 林 紀子君
宮本 岳志君 吉岡 吉典君 絹子君
大渕 曜子君 福島 瑞穂君 日下部禪代子君
山本 正和君 田名部雀子君
松岡滿壽男君 戸田 邦司君 田村 秀昭君
石井 一二君

柳田 薫科 満治君
魚住裕一郎君
大森 博師君 稔君
高野 統
浜田卓二郎君 訓弘君
日笠 勝之君
益田 洋介君
森本 晃司君
阿部 幸代君
森本 晃司君
池田 幸代君
岩佐 幸代君
大沢 幸代君
辰美君
小池 晃君
須藤美也子君
橋本 富樫 練三君
八田ひろ子君 敦君
坂 美世君
吉川 春子君
芳生君
梶原 敬義君
田 敬義君
上 貞雄君
水野 姉君
高橋紀世子君
高橋 素夫君
平野 誠一君
島袋 令則君
高橋 貞夫君
宗康君

月原	鶴保	中曾根弘文君
成瀬	守重君	太三君
野沢	南野知恵子君	惠君
日出	英輔君	
畑	溝手	博之君
松谷蒼一郎君	森下	裕君
柳川	柳川	覺治君
森山	森山	英利君
山下	吉川	芳男君
脇	吉川	雅史君
浅尾慶一郎君	今泉	昭君
岡崎トミ子君	江田	五月君
川橋	北澤	俊美君
佐藤	佐藤	雄平君
小宮山洋子君	桜井	尤君
谷林	谷林	正昭君
寺崎	寺崎	昭久君
直嶋	直嶋	正行君
広中和歌子君	藤井	俊男君
本田	本田	良一君

常田	中川	橋本	野間	聖子君	享詳君
仲道	堀	服部三男	雄基君		
俊哉君	吉宗君	星野	明市君		
吉宗君	高嶋	松田	岩天君		
利和君	内藤	宮崎	秀樹君		
達郎君	長谷川	森田	次夫君		
		矢野	哲朗君		
		山内	俊大君		
		山下	善彦君		
		吉村	剛太郎君		
		今井	澄君		
		足立	良平君		
		海野	徹君		
		江本	孟紀君		
		勝木	健司君		
		木俣	佳文君		
		郡司	彰尹		
		佐藤	泰介君		
		齋藤	勤君		
		千葉	景子君		
		高嶋	光君		
		内藤	正君		
		松前	清君		

官報(号外)

平成十三年六月一日 参議院会議録第二十八号

日程第八 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

阿南	一成君	青木	幹雄君
有馬	朗人君	井上	吉夫君
石井	道子君	石渡	清元君
市川	一朗君	入澤	肇君
市川	一朗君	上杉	光弘君
岩城	光英君	岩崎	純三君
岩永	浩美君	岡野	光弘君
大島	慶久君	太田	豊秋君
扇	千景君	景山俊太郎君	義彦君
龜谷	要人君	河本	英典君
鹿熊	安正君	亀井	郁夫君
木村	仁君	金田	勝年君
佐藤	昭郎君	加納	時男君
斎藤	十朗君	河本	裕君
鴻池	祥肇君	亀井	裕君
久世	公堯君	金田	博之君
久野	恒一君	森下	松谷蒼一郎君
岸	宏二君	森下	日出英輔君
佐々木	知子君	吉川	顯正君
斎藤	滋宣君	柳川	裕君
坂野	重信君	山下	博之君
竹山	裕君	吉川	裕君
世耕	孝雄君	森山	裕君
陣内	茂皓君	柳川	裕君
清水嘉与子君	弘成君	山下	裕君
十郎君	十郎君	吉川	裕君
高嶋	良充君	森山	裕君
内藤	正光君	山下	裕君
千葉	景子君	吉川	裕君
佐藤	泰介君	佐藤	裕君
北澤	俊美君	佐藤	裕君
岡崎トミ子君	勤君	佐藤	裕君
川橋	幸子君	佐藤	裕君
江田	五月君	北澤	裕君
今泉	昭君	吉川	裕君
浅尾慶一郎君		吉川	裕君
吉川	芳男君	吉川	裕君
脇雅史君		吉川	裕君
山下	英利君	吉川	裕君
山下	善彦君	吉川	裕君
山内	俊夫君	吉川	裕君
山下	次夫君	吉川	裕君
矢野		吉川	裕君
森田		吉川	裕君
森田	秀樹君	吉川	裕君
星野	朋市君	吉川	裕君
野沢	太三君	吉川	裕君
南野知恵子君		吉川	裕君

一七三名

投票者氏名

薦科	野間	橋本	太三君
柳田	大森	聖子君	礼子君
満治君	高野	服部	博師君
西田	浜田卓二郎君	三男雄君	久美君
仲道	日笠	訓弘君	和夫君
吉宏君	浜四津敏子君	大森	義孝君
吉宏君	浜四津敏子君	日笠	たまき君
中曾根弘文君	但馬	洋君	久美君
鶴保庸介君	鶴岡	青木	洋君
守重君	浜四津敏子君	幹雄君	弘友
成瀬	浜四津敏子君	吉夫君	和夫君

野間

橋本

聖子君

禮子君

日笠

訓弘君

太三君

日笠

洋介君

吉夫君

吉夫君

日笠

日笠

吉夫君

吉夫君

荒木	野間	橋本	太三君
山下八洲夫君	大森	聖子君	禮子君
篠瀬	大森	服部	太三君
峰崎	高野	三男雄君	久美君
松前	浜田卓二郎君	訓弘君	義孝君
堀	浜田卓二郎君	幹雄君	たまき君
福山	浜田卓二郎君	吉夫君	久美君
寺崎	浜田卓二郎君	吉夫君	日笠
谷林	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
櫻井	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
佐藤	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
與石	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
郡司	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
木俣	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
勝木	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
健司君	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
足立	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
山内	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
吉村剛太郎君	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
山内	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
山下	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
矢野	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
小池	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
岩佐	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
大沢	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
辰美君	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
恵美君	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
岩佐	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
小池	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
晃君	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
須藤美也子君	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
須藤美也子君	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
須藤美也子君	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
須藤美也子君	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
須藤美也子君	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
須藤美也子君	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川
須藤美也子君	浜田卓二郎君	吉夫君	吉川

野間

橋本

聖子君

禮子君

日笠

訓弘君

太三君

吉夫君

反対者氏名

菅野	魚住裕一郎君	澤	義孝君
黒岩	澤	大森	礼子君
島袋	大森	高野	たまき君
高橋	高野	浜田卓二郎君	但馬
令則君	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	久美君
宗康君	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	義孝君
素天君	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	たまき君
松岡満壽男君	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	日笠
惟名	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
惣名	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
渕上	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
眞雄君	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
吉川	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
春子君	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
英夫君	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
大渕	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
吉岡	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
紀子君	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
吉岡	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
吉岡	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
吉岡	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
吉岡	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
吉岡	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
吉岡	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
吉岡	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
吉岡	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川
吉岡	浜田卓二郎君	浜田卓二郎君	吉川

魚住裕一郎君

澤

大森

高野

浜田卓二郎君

○名

南野知恵子君	阿南	一成君	青木	幹雄君
野沢太三君	有馬	朗人君	井上	吉夫君
成瀬守重君	石井	道子君	石渡	清元君
中曾根弘文君	鶴保庸介君	鶴保庸介君	西田	仲道
守重君	吉夫君	吉夫君	吉宏君	吉宏君
成瀬	吉夫君	吉夫君	吉宏君	吉宏君
守重君	吉夫君	吉夫君	吉宏君	吉宏君

阿南

一成君

青木

幹雄君

井上

吉夫君

橋本	野間	鶴保庸介君	有馬	朗人君	阿南	一成君	青木	幹雄君
野間	野間	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君
西田	西田	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君
聖子君	聖子君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君
聖子君	聖子君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	吉夫君

野間

鶴保庸介君

有馬

朗人君

阿南

一成君

青木

幹雄君

井上

吉夫君

官報(号外)

明治二十九年三月三十日
第三種郵便物認可

但馬 久美君	沢 たまき君	海野 義孝君	山下 八洲夫君	荒木 清寛君	柳瀬 篠瀬進君	長谷川 清君	寺崎 昭久君	川橋 幸子君	北澤 俊美君	岡崎トミ子君	江田 五月君	今泉	脇 浅尾慶一郎君	吉川 脊裕君	柳川 覚治君	森山 博之君	溝手 顯正君	松谷蒼一郎君	日出 英輔君	煙 惠君
--------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----	----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------

統 繩	高野 大森	訓 弘君	糸井 大森	魚住 裕一郎君	糸井 大森	円 より子君	本岡 昭次君	柳田 稔君	本岡 昭次君	柳田 稔君	高嶋 正行君	千葉 景子君	高嶋 良充君	佐藤 雄平君	木俣 健司君	江本 孟紀君	江本 海野	足立 今井	足立 今井	足立 今井	服部 三男雄君
-----	-------	------	-------	---------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	---------

反対者氏名

三三名

鶴岡 洋君	浜四津敏子君	松 あきら君	浜田卓一郎君	水野 誠一君	森本 晃司君	日笠 勝之君
浜四津敏子君	松岡満壽男君	山下 栄一君	高橋 令則君	石井 一二君	椎名 素夫君	益田 洋介君
田名部匡省君	西川きよし君	吉村剛太郎君	高橋紀世子君	菅野 久光君	高橋紀世子君	浜田卓一郎君

阿部 幸代君	池田 幹幸君	岩佐 恵美君	大沢 辰美君	小池 晃君	須藤美也子君	橋本 敦君	八田ひろ子君	富樺 練三君	橋本 敦君	須藤美也子君	八田ひろ子君	高嶋 正行君	千葉 景子君	佐藤 輿石	木俣 健司君	江本 海野	足立 今井	足立 今井	足立 今井
井上 美代君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	笠井 亮君	小泉 親司君	大門実紀史君	西山登紀子君	林 紀子君	烟野 君枝君	田 中村	吉川 春子君	吉川 春子君	高嶋 良充君	佐藤 雄平君	木俣 健司君	江本 海野	足立 今井	足立 今井	足立 今井	
市田 忠義君	緒方 靖夫君	笠井 亮君	西山登紀子君	林 紀子君	烟野 君枝君	高嶋 正行君	千葉 景子君	佐藤 輿石	木俣 健司君	江本 海野	足立 今井	高嶋 良充君	佐藤 雄平君	木俣 健司君	江本 海野	足立 今井	足立 今井	足立 今井	

(第二号の発送は都合により後日となるた
め第二号の十八号を先に発送しました。)

発行所
二東京一〇番四丁目
番四番
印 刷
電話
03 (3587) 4294
定価
本号一部
100円